

令和4年第4回滝川市議会定例会（第7日目）

令和 4年12月 8日（木）

午前 9時55分 開 議

午後 3時15分 散 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（15名）

1 番	三 上 裕 久 君	2 番	堀 重 雄 君
3 番	木 下 八重子 君	4 番	山 口 清 悦 君
5 番	山 本 正 信 君	7 番	関 藤 龍 也 君
8 番	寄 谷 猛 男 君	9 番	佐々木 和 代 君
10 番	安 樂 良 幸 君	11 番	本 間 保 昭 君
12 番	田 村 勇 君	13 番	柴 田 文 男 君
14 番	荒 木 文 一 君	15 番	水 口 典 一 君
16 番	東 元 勝 己 君		

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	中 島 純 一 君
教 育 長	田 中 嘉 樹 君	監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君
会 計 管 理 者	杉 原 慶 紀 君	総 務 部 長	和 田 英 昭 君
総 務 部 次 長	堀之内 孝 則 君	市 民 生 活 部 長	浦 川 学 央 君
保 健 福 祉 部 長	横 山 浩 丈 君	産 業 振 興 部 長	鎌 田 清 孝 君
建 設 部 長	尾 崎 敦 君	建 設 部 次 長	加 地 幸 治 君
市立病院事務部長	柳 圭 史 君	市立病院事務部次長	堀 勝 一 君
教 育 部 長	諏 佐 孝 君	教 育 部 指 導 参 事	橋 本 展 晴 君
監 査 事 務 局 長	中 川 祐 介 君	総 務 課 長	小 畑 力 也 君
企 画 課 長	平 川 泰 之 君	財 政 課 長	景 由 隆 寛 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長	深 村 栄 司 君	事 務 局 副 主 幹	壽 崎 行 洋 君
書 記	高 橋 誠 君	書 記	山 本 亜希子 君

開議 午前 9時55分

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、15名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において堀議員、木下議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長 長 日程第2、これより一般質問を行います。配付いたしておりますプリントの順に従って行っていただきます。なお、質問は一問一答方式で30分以内の持ち時間制により、質問席において行っていただくこととなっております。質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。

柴田議員の発言を許します。柴田議員。

○柴田議員 おはようございます。会派清新の柴田でございます。議長のご指名をいただきましたので、以下通告の範囲において質問を行いたいと思います。

◎1、市長の基本姿勢

1、4期目へ向けた課題について

先日新聞紙上で前田市長が4選出馬するというご決意を述べられたという記事を拝見いたしました。4期目に向けた今後の課題について今日はお尋ねしたいと考えております。その新聞紙上の中で、財政健全化が進み、この3期12年をかけてやっとスタートラインに立てたということを書かれていたということでもあります。積み残した課題を整理し、活気あるまちをつくりたいと発言されてもおります。このことについて市長の具体的なお考えについてまずお聞きしたいと思います。

○議長 長 柴田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 それでは、柴田議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、先般市政報告会で4期目に向けての決意を語らせていただきました。人口減少社会の中で、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めるための財政健全化にこれまで取り組んでまいったわけでございます。様々な問題、課題が山積している中において、職員の皆様方、また議員の皆様方のご理解の下、健全化を進め、令和3年度決算においては基金の大幅な積立てをすることができました。また、財政状況を示す各種指標につきましても改善傾向にありまして、これまで財政健全化に取り組んできた成果がやっと出てきたというふうなことを感じております。私が市長になった当初の経常収支比率が99パーセントだったものが、今90パーセントを切ろうとしている状態までなってきたということでございまして、スタートラインに立てたという気持ちになったのは、少し政策的な投資がで

きるような状態ができてきたということを感じたからでございます。

今後は、滝川市の政策の大きな柱としてどうしても子育て支援がまだまだ不足していると思うものですから、それらの充実に努めたいと思っておりますし、またそのときに述べましたが、駅周辺について、多くの市民の方々が関心を持っています。駅周辺の価値を上げる。あのエリアのリノベーションを行っていきたいという考えも述べさせていただきました。また、今話題でございます文化施設をどのようなものにしていくのか、多くの市民の皆さんのお声を聞きながら構想をまとめていかなければいけないと思っております。また、本議会の冒頭でもいろいろとご質問をいただきましたふれ愛の里、今後につきましてどのように道筋をつけていく、これも大きな課題であるというふうに思っておりますし、温水プール問題も今少しずつ進みつつありますが、まだはっきりしたところが見えてこないというところがございますので、それらの問題も解決していかなければいけないというふうに思っております。それら積み残した課題を整理しながら、次の4期目に向けて様々な政策を考えていきたいというふうな思いを持っている次第でございます。ご理解をいただきたいと思います。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 将来持続可能な社会をつくる、これは大変重要なことでありますし、そのためには滝川の宝である子供たちの将来を見据えて、しっかり子育てできる環境をつくっていくことは、大変重要だと思います。また、どのような形になるのか私は想像もできませんけれども、駅周辺に、手をつけていくということでもありますから、これまで様々な問題のあった点について市全体としてしっかりとこの問題に対応するのであれば、それなりの体制づくりも必要となってきますし、ぜひとも早い機会にそういった青写真を市民の皆さんにもしっかりと示していただかなければいけないと思っております。

そして、文化施設、これは様々なご意見がありますし、先日も新聞紙上を見ると大変大きな希望を持つ市民の方々のご意見も掲載されておりました。しかしながら、私はその一方で、各地のいろんな施設も見させていただきましたけれども、本当にこれからの将来にわたる文化発信機能を持つ施設というのはどのようなものなのかなということも実は本当に深く考えてきた次第であります。コロナ禍において人が集まる施設の在り方、あるいはリモート社会と言われる将来も多分こういったことが続いていくのではなかろうか。そういう意味では、本当に器の問題なのか、あるいは機能の問題なのか、様々な議論を尽くしてやっていくべきであろうと私は思っております。そういった意味で、私は教育施設の充実という問題についてぜひとも市長のお考えをお聞きしたい。多分このことについては市民の皆さんも、なかなか口には出さないかもしれませんが、大きな一つの課題として捉えていると思っております。義務教育施設だけではなくて、市立高校の問題もありますし、あるいは市内の道立高校の今後の在り方の問題もありますし、その点について教育に絞って市長のお考えを再度お尋ねしておきたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまの再質問でございますけれども、教育施設に限ってということでございましたが、少し文化施設にも触れさせていただきたいと思います。先般こんな文化センターがあったら

いいなという団体の皆様方からご要望をいただきましたし、個人的にも各団体、またいろんな方々からお声をいただいております。新しく造る文化施設、これは市の施設ではございますが、市民の皆さんに使っていただく市民のための施設でございます。市民の皆さんの声をしっかりと聞いた中で基本構想をまとめていくということを考えておりますので、いろいろと皆様方にはご助言、またいろいろな提言をいただきたいというふうに思っておりますので、その辺をよろしくお願い申し上げます。

また、教育施設については、非常に残念ながらなかなかまとめ切れていないというのが現状でございます。老朽化した施設、非常に申し訳なく思っておりますので、文化施設の道筋をつける中において学校の再編等をしっかり考えながら、どのような場所にどのような形でということを明確化していくような努力はしていきたいというふうに思っております。また、市立高校につきましても、その市立高校の在り方が今のままでいいのか、道立移管等々様々なことも考えられますし、ほかの学校とのいわゆる再編も考えられるかもしれません。いつまでも滝川だけが間口を西高だ、滝高だ、交互に削減されていくような時代ではないというふうに思っておりますので、そういうテーマの下にぜひ議会の皆さん方と議論をしながら、この市立高校の在り方をしっかり検討して、もしもそのまま残すとするならば、その早期の改築に向けて行っていく、それとも他校ともしかすると編成するということになるという考えが生まれてくるならば、それは道に強く要請をして、道教委と共に協議をしながら、新しい形の教育機関の設立を考えなければいけないという問題もあるわけでございます。1年、2年でできる話ではないかもしれませんが、その考えを早く進めるべく、そのような組織をつくっていききたいというふうに私は思っておりますので、ぜひ議会の皆様方のご理解をいただきながら、しっかりと義務教育、そして高等教育の高等学校の在り方というのを市民目線で、そして市民の声として議会の皆様を中心に議論をしていきたいなというふうに思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 文化施設の在り方についてもご答弁いただきました。私もこの問題については、様々な施設の在り方について勉強させていただいております。人が集まって舞台を眺める、あるいは鑑賞する、そういうことは周辺の自治体にも様々な大きな施設がございますけれども、ぜひ滝川は新たな時代の切り口をしっかりと見据えて、そういった文化施設の在り方について市民にしっかりと示していただきたいと考えております。

重要な教育の問題について市長の答弁をいただきました。特に高等学校の問題については、本当に道筋をつけるべく、前田市政の4期目の最重要課題として私は取り扱っていただきたいと思っておりますし、私が所属する総務文教常任委員会も委員長をリーダーとしてしっかりとその問題に取り組んでいくということで、様々なルートを設けながら道の教育委員会等ともお話をさせていただいております。再度お尋ねいたします。4期目というのは滝川市のまちづくりにおいて、大きな曲がり角の時期だと思うのです。そういった意味において、子供たちの将来をしっかりとつないでいく、そういった教育行政について再度高等教育の部分を中心としてどうこれから進めていかれるのか、もう一度市長の真意をお伺いしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 高等学校教育に対する考え方でございますけれども、今まではどうも待ちの姿勢であったなというような反省を持っております。こちらから提案をしていく、そして在り方をこちらからつくり上げていくという考え方を持たなければいけないと思っております。柴田議員おっしゃるとおり、滝川にとって今が一番大切な時期であるというのは私も同様に考えております。ぜひとも議会の皆さん方にもかなり動いていただいて、市民の皆さんの声を吸い上げながら、しっかりとした声をまとめ上げた中で道教委等にそれを提案していく、そしてそれを実現していくという決意を持ちたいと思っておりますし、また小中学校の再編等につきましても道筋をしっかりとつけて、市民の皆さんに今後ここはこうなるのだろう、こういうふうな形になっていくのだという図面を、まだまだ青い色の図面かもしれませんが、お示ししながら、これからの滝川の教育の在り方という姿を教育長とよく相談をしながら進めてまいりたいと思っておりますので、ぜひご理解と、そしてご協力をくれぐれもお願い申し上げたいと思います。

○柴田議員 終わります。

○議長 以上をもちまして柴田議員の質問を終了いたします。

安樂議員の発言を許します。安樂議員。

○安樂議員 おはようございます。新政会の安樂でございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問を行います。

◎1、市長の基本姿勢

1、ふるさと納税について

まず、1件目の市長の基本姿勢、ふるさと納税について質問いたします。ふるさと納税は、市の職員など関係者の努力により、毎年順調に寄附額が増加しており、今や本市において貴重な自主財源となっております。この財源を安定して確保するためには、継続的な努力と計画的な活動など必要であるというふうに考えております。そこで、本年度現在までに行った活動と寄附実績、今後年末に向けて寄附額の見込み及び次年度の活動予定について伺います。

○議長 安樂議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 ふるさと納税についてのご質問ですが、今年度のふるさと納税による寄附額につきましては、11月末現在ですけれども、8億687万1,000円となっております。昨年と同時期、11月末と比較すると3,419万8,500円下回っているという状況です。この要因としましては、コロナ禍における巣籠もり需要が一定程度落ち着いたことによるものではないかというふうに考えているところです。このような状況ですけれども、ご質問にありました今年度の取組というところですが、新たに5つのポータルサイトを追加いたしました。それから、10月には、3年ぶりとなりますが、首都圏のイベントとして北海道新聞社が主催をされましたほっかいどう応援フェスタ in 横浜駅というイベントのほうに1週間にわたり参加するなどしてPRに努めてきたところです。また、11月と12月には関東圏において新聞に広告を折り込んだほか、現在はウェブ広告の掲載を実施しているところです。今年度末の寄附額の見込みにつきましては、現段階で予測する

ことはちょっと困難ではありますが、ふるさと納税につきましては例年１２月に多くの寄附をいただいていることから、これまで取り組んできた成果が年末に向けて出るものというふうに期待をしているところです。

来年度につきましては、引き続き寄附者のニーズを捉えた返礼品の開発、それから首都圏及び他府県イベントや広告等によりＰＲを実施するとともに、新たに滝川市ふるさと納税の特設サイトを開設する予定としており、寄附額の増額に向けた取組につきましては積極的に引き続き行っていきたいというふうに考えているところです。

○議 長 安樂議員。

○安樂議員 ただいまのご答弁で、新たにポータルサイト５つが追加されたと。ポータルサイトが増えれば、それだけ間口が広がるというか、寄附額も増加するものと思っています。また、特設サイトとか新たな施策も考えておられるようですので、そこを確認できましたので、次の質問に移ります。

◎２、防災行政

１、災害時における市民への通報手段について

それでは、２、防災行政、災害時における市民への通報手段について質問いたします。現在本市においては、災害時における市民への緊急通報は株式会社エフエムなかそらのコミュニティーＦＭを活用した防災自動起動ラジオにより、滝川市町内会連合会連絡協議会に加入する町内会１４７団体、医療機関や介護施設など７０か所に発信されるようになっています。本市全体で２８０の町内会があり、残り１３３の町内会には防災自動起動ラジオが配備されていないのが現状であります。災害時に市民へ緊急通報を円滑に行うためには、未配備の町内会に防災自動起動ラジオを充足するか、あるいは近年高齢者による、楽々スマホとかいろいろありますが、スマートフォンの所持率が非常に向上してきております。それに関連して防災関連のアプリを導入するなど新たな施策を講じて対応するか、市の考えを伺いたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 災害時におきまして特に避難指示などの市民の皆さんの生命に関する緊急情報につきましては、迅速に漏れなく関係する住民の皆さんに伝達されるべき情報であることから、市としてもその発信は様々な媒体やシステムを活用するなどして、なるべく多様化に努めているところです。コミュニティーＦＭを介した情報発信につきましてもその一つであります。特に自動起動機能を備えた専用ラジオを常備しておくことで、例えば夜間などの放送を聞いていない時間帯であっても緊急情報が発信された際には自動的にラジオのスイッチが入り、放送が流れてくるということから、住民の皆さんにとって情報の聞き漏らしを防ぐための有効な発信方法の一つであるというふうに考えております。特に高齢者などスマートフォンの操作が苦手であるという方にとっては面倒な設定や操作が不要という点からも、本来はもっと広く普及が図られることが期待される場所ではありますが、この自動起動機能がついた専用ラジオにつきましては一般的なラジオと比べるとかなり高額であるということや、さきに実施をしました調査におきましても地域や住宅の環境など

によってはFM放送の電波が届かないケースがあるということが判明しておりますので、市として今後こうした課題を逐一解消していき、さらなる普及を推進していくことは難しいというふうに考えております。

一方で、より多くの人のもとに迅速に情報が届けられるよう、コミュニティFMだけではなく、市が独自に発信したい情報についてはいわゆるLアラートシステム、これを介してテレビやラジオ放送への割り込みや各携帯電話会社からの緊急速報メールの送信、各種防災アプリへの情報発信のほか、滝川市の公式ホームページや各種SNSでの情報発信など、幅広い情報発信手段の確保に努めているところです。今後に向けましては、スマホのアプリを介した音声情報の発信技術などを含めて新たな情報発信の手法についても情報収集を進めていきたいと思っておりますが、当面は先ほど申し上げましたような現行の情報発信について様々な機会を通じて広く周知を図ってきたいというふうに考えております。

○議長 安樂議員。

○安樂議員 本市において災害が発生した場合、もしくは発生の兆候があり、速やかに市民に知らせなければいけない場合、一番通報が難しい時間帯というのは深夜の睡眠時です。寝ているときなのです。起きているときは、いろんな媒体から情報は収集できるのです。寝ているときに音声や特殊音により危険が迫っていることを市民に伝えるということが非常に効果的であるというふうに私は思っております。

また、自動起動ラジオとかスマートフォンというのは、ラジオは電池式、スマートフォンは内蔵バッテリーで充電しておりますので、停電時においてもその機能は発揮できます。災害はいつ起きるか分かりません。平時にその準備と対策をしっかり講じて有事に備えることが重要だというふうに思います。それが市民の生命を守ることにつながるというふうに思っております。以上のことから、市民への通報手段についていま一度しっかり検討すべきだというふうに思いますが、再度市のお考えを伺います。

○議長 総務部長。

○総務部長 各種SNSなどスマホを介した情報発信につきましては、高齢者にとっては使いこなすことが容易ではないアプリを活用しているものなども現実的にはありますので、そういったところをカバーしていくためにも、安樂議員からお示しといたしましょうか、先ほどご質問の中でもありましたように、スマホに音声情報が配信されるようなシステム、こういったものについても非常に有効だというふうに考えております。様々なシステム、今開発も進められているようであります。引き続き現行の情報発信手段の確保、周知に努めるということはもちろんのこと、並行しまして新たな情報発信技術についても他市の取組なども参考にしながら情報収集をしていき、検討を進めていきたいというふうに考えております。

○議長 安樂議員。

○安樂議員 それでは、次の質問に移ります。

◎3、市民生活行政

1、住民票等のコンビニ交付導入について

3、市民生活行政、住民票等のコンビニ交付導入について質問いたします。近年マイナンバーカードの全国的な普及により、住民票や印鑑証明など各種証明がコンビニで簡単に取得できる制度ができ、24時間365日、市役所に来ることなく、いつでも市民が必要とする証明を取得することが可能となりました。しかしながら、本市においてははまだ導入はされておられません。本市には陸上自衛隊滝川駐屯地をはじめとし、各官公庁や営業所などの立地が集中しており、近隣自治体と比較した場合、毎年多くの転入、転出があるものと想定されます。転入、転出される方々の利便性、市民サービスの向上、そして市役所窓口業務の負担軽減などメリットは多く、制度導入が必要だと考えますが、市の見解を伺います。

○議 長 答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 コンビニ交付についてですけれども、11月15日現在、全国で982市区町村が証明書のコンビニ交付を実施しており、国民の約9割に当たる1億1,283万人が交付対象となっております。当市におきましても、制度開始時より他市の状況なども見ながら検討を行っていますが、現時点で導入には至っておりません。導入に至らない大きな要因といたしましては、毎年必要となる運営負担金、維持経費、コンビニ事業者への委託手数料などのランニングコストが一定程度かかることがあります。しかしながら、市民課窓口においてもコンビニ交付の問合せは多く、市民の利便性向上及び窓口の混雑緩和、待ち時間の短縮など、転入、転出の機会が多い滝川市にとってコンビニ交付導入のメリットは大きいと考えています。現在市では、住民の利便性向上や市役所内部の業務効率化によるさらなる行政サービスの向上を目的に、自治体デジタルトランスフォーメーションを推進していくこととしております。このことから、コンビニ交付の導入についても行政手続や窓口の在り方、各種料金の支払い方法の多様化などと併せ、国の交付金等の活用も視野に検討を行ってまいります。

○議 長 安樂議員。

○安樂議員 ただいまのご答弁で、本市においては自治体DX、デジタルトランスフォーメーションの推進、すなわちこの整備に併せてコンビニ交付導入についても検討していくということだと思っておりますが、隣町の砂川市については来年1月から導入されます。この件に関しては、ご承知のとおり市民からの要望も多々あり、本市においてもできるだけデジタルトランスフォーメーション整備に併せて優先順位を上げて検討していただきたいというふうに思うのですが、副市長、お考えを聞きたいと思います。

○議 長 副市長。

○副 市 長 安樂議員の再質問にご答弁をさせていただきます。

今ほど市民生活部長から答弁の中でもありましたとおり、市ではさらなる行政サービスの向上を目的として、令和4年度末をめどにDX推進計画、デジタルトランスフォーメーションの推進計画を策定する準備を現在進めているところでございます。その取組としてコンビニ交付につきましては、議員のご質問の中にもありましたとおり、市民の利便性の向上に加えまして職員の業務負担の軽減などメリットが大きいのが一つというふうに認識をしているところでございます。まずは計画

にしっかりと位置づけをして、窓口改革あるいは各種手続の電子化などと併せて検討を進めてまいりたいと、その上で優先順位も含めてですけれども、しっかり進めてまいりたいというふうに考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 安樂議員。

○安樂議員 早期の導入をお願いして、次の質問に移ります。

◎4、保健福祉行政

1、乳幼児等医療費に対する助成制度の拡大について

それでは、4、保健福祉行政、乳幼児等医療費に対する助成制度の拡大について質問いたします。先般、厚生労働省から令和3年度における乳幼児等医療費に対する援助の実施状況が公表されました。この資料により、全国の半数以上の市町村で高校生までの助成が行われているとともに、中学生までの医療費の助成は90パーセント以上の自治体を実施していることを確認いたしました。本市においては前田市長が市政のかじ取りをするようになってから非課税世帯の小学生の医療費を助成するなど拡大に努めてこられました。が、全国、全道と比較した場合、本市は最下位のクラスに位置し、改善をすることが必要であると考えます。近年全国的にも中学生までの助成はもう当たり前の行政サービスになってきています。また、他自治体から転入してきた一部の市民からも、滝川市では子供の医療費の助成が受けられないとの声も聞いており、このままでは滝川市に対するマイナスのイメージにつながる可能性も懸念をされます。近隣の自治体のように過疎債という有利な財源を使わず、財政的になかなか厳しいところは十分承知をしておりますが、滝川市に住む子供たちの成長とお母さんたちが安心して子育てできる環境を整備するためにも、子供に対する医療費助成の拡大を検討すべきだと思いますが、市長のお考えを伺います。

○議 長 答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 安樂議員ご指摘のとおり、乳幼児等の医療費助成につきましては全国的に拡大しており、助成の対象を高校生まで拡大する自治体が増えております。滝川市では小学生の一部の世帯への助成にとどまっており、課税世帯の小学生の通院への助成拡大に向けて政策協議を重ねてまいりましたが、市の財政に大きな負担を伴うことから実現ができておりませんでした。しかしながら、全国の普及状況を見ますと、子供の医療費助成は標準的な行政サービスの一つと言えるものであり、子育て世代の経済的負担を軽減し、子供たちに健やかな成長と健康の保持、増進、さらには人口流出の抑制にもつながることから、引き続き拡大について検討してまいります。

○議 長 安樂議員。

○安樂議員 ただいまのご答弁で拡大について検討していただけるという答弁がございました。先ほどの柴田議員の質疑の中でも子育て支援に力を入れたいという市長のご答弁もありました。市長のお考えを改めて確認させてください。

○議 長 市長。

○市 長 安樂議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、今市民生活部長がお答えしたとおり、なかなか実現できてこなかったということは本当に私も申し訳なく思っていると

ころでございます。議員がご指摘のとおり、財政的にやはり厳しい部分が、一度始めるとこれはずっと継続しなければいけないということになるわけでございまして、その財源的な裏づけというのは非常に考えて行わなければいけません。特に過疎債等がないという、滝川市は一つのハンディキャップを背負っているというところもあるものですから、その中でなかなか踏み切れないというところがあったわけでございますが、この流れの中においてやはり子育て支援を充実したいという思いは非常に強く持っておりますので、医療費助成拡大、これを早期に実現すべくしっかりと検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長 長 安樂議員。

○安樂議員 しっかりと検討していただけるという市長のお言葉をいただきましたので、次の質問に移ります。

◎5、建築行政

1、住宅建設・改修促進事業の継続について

最後の質問になります。建築行政、住宅建設・改修促進事業の継続について質問いたします。本年度、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により低迷が見通される建築需要喚起を行い、関連企業の発展、地域経済の活性化を促すとともに、コロナ禍においても快適な住環境を整備し、新たな生活様式に対応することを一生懸命として事業が実施をされました。令和4年11月24日現在で新築助成19件、既存住宅改修助成百六十数件の利用があり、所望の成果はあったものというふうを確認しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の終息の出口はいまだ見えておらず、地域経済に悪影響を及ぼしているのも現実であります。また、木材をはじめとする建築資材の高騰や原油価格の高止まりなどによって市民生活を圧迫し、特に子育て世帯が家を持ちにくくなっているということも現状であります。引き続き地域経済の活性化を促すとともに、子育て世帯の支援という観点からも次年度以降も本事業を継続すべきというふうに考えますが、市の見解を伺います。

○議長 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 今年度の新築住宅建設及び改修の助成事業につきましては、事業の利用はおおむね想定どおりに推移をしました。新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により、建設需要の低迷が懸念される中、コロナ禍における一定程度の経済対策としての効果があったというふうに認識しているところです。新型コロナウイルス感染症はいまだ終息の兆しを見せていないことに加えまして、物価高騰の影響は市民生活に大きな打撃となっており、地域経済の活性化は喫緊の課題ではあるというふうに認識しておりますが、国の交付金の状況などを見ながら、限られた財源の中で今後住宅助成を含め、どの分野に対策を打つべきかということは判断していく必要があるというふうに考えております。一方で、本事業につきましては経済対策のみならず、議員からご指摘がありましたとおり、定住促進や子育て支援の側面もあるということから、こういった点も踏まえながら、引き続き財政状況、これを慎重に見極め、鋭意検討してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 長 安樂議員。

○安樂議員 非常に財政的に厳しいのは、先ほどの質問から続いて理解をしております。しかしながら、規模を縮小してでもこの事業は継続すべきだというふうに私は考えております。その点についてご答弁願います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 子育て世帯や若者夫婦世帯などへの支援を含めた助成につきましては、現在国のほうでも省エネ住宅取得等に対する助成事業、こういったものを検討というか、実施をする予定というふうに聞いております。こういった事業の効果ということも期待するとともに、このことも踏まえまして、ご質問にありました事業の規模縮小など、こういったことも含め検討していきたいというふうに思っております。

○安樂議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして安樂議員の質問を終了いたします。

山本議員の発言を許します。山本議員。

○山本議員 会派みどりの山本でございます。今回は1点に絞って質問させていただきます。

◎1、農業行政

- 1、農政部廃止後の成果について
- 2、担い手農家の人手不足対策について
- 3、農業生産額の向上対策について

当議会の中で唯一の現職の農業経営者としての議員でございますので、農業政策に絞って今回は質問させていただきたいと思います。まず初めに、農政部の廃止の成果についてでございますけれども、経済部と農政部を統合して産業振興部が創設され、平成27年の機構改革の際には農商工連携を推進して市内の農業と商工業者の振興を図っていききたいとの市長からのご説明があり、現在に至っているわけでありまして、そんな中でこの間にどのような成果を得られたのか、まず伺います。これは評価が少し分かれるところでありまして、市理事者の方の成果が出ているという部分と我々農業者が実際に成果が出ているかどうかというのはちょっと見解が分かれるところでありまして、仮に成果が出ていないのであれば、今後また新たに農政部として独立した部を復活させるお考えはあるのかどうか、まず併せてお伺いをしたいと思います。

○議長 長 山本議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 ご質問につきましては組織機構に関わるご質問ということですので、私から答弁をさせていただきます。

平成27年7月1日付機構改革により、本市の基幹産業であります農業を基軸とした農商工連携を一層強化し、農業分野での企業連携等による雇用創出をより一層推進したいという思いから、経済、農政部門の連携強化のため、経済部と農政部を発展的に統合し、新たに産業振興部を設置し、今日に至るところです。

ご質問のありました部統合の成果につきましては、例えば滝川産米の台湾への輸出、滝川地方卸

売市場による農産物の輸出促進、大手商社との取引による農産物の販路拡大、夕張ツムラとの連携による薬用作物の栽培や新たな試験栽培ほか、高収益作物の本格作付など一定の成果を上げており、農商工連携について今後の農業振興施策においても重要な視点であるというふうに聞いているところです。このことも踏まえ、現時点におきましては引き続き産業振興部の1部体制で農商工連携の下、それぞれの振興を図っていききたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議 長 山本議員。

○山本議員 この問題につきましては、現前田市長が1期目に当選されたときに公約で農政部ができた経過がございます。そんな中、1期目の途中からご就任されました前鈴木副市長が退任されるときに、農商工連携を図るためには一緒になければならぬということで再度統合になったわけでありますけれども、現実問題として滝川の農業者は前田市長はひょっとして農業に関心が薄くなったのではないかという評価でございます。ここは、いま一度市長の1期目の当選の原点を振り返って、滝川の基幹産業、国でも農林水産省と経済産業省がなぜ別になっているかということも理解しながら、農政部をもう一度復活すべきというふうに私は常々考えておりますけれども、将来についてのお考えを市長にお伺いしておきたいと思います。市長、よろしく願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまの山本議員のご質問でございますが、お話のとおり、私は1期目に滝川は農業が基幹産業であるから、農政に力を入れたいという思いを込めて農政部をつくらせていただきました。その後に様々な活動を行ってございましたけれども、鈴木元副市長の強いご進言がありまして、滝川のこのまちの規模、またいろんな関係性を考えたときには農商工連携を考えて産業振興部をつくるべきだということのご提言を受けて、私はその方向にかじを切りました。決して農業をないがしろにする、そのつもりで産業振興部をつくったわけではなくて、農商工連携を続けることが一つの農業の発展につながるのではなかろうかというふうに思ったからでございます。今ほど和田総務部長からもお答えしたとおり、それなりの成果は出てきているというふうに私も思っております。

しかしながら、山本議員がおっしゃるとおり、農業関係者の皆様方から軽視しているというふうな思いがあるというふうに言われるのは誠に申し訳なく、私としては心外な思いではございますけれども、そういうふうに思われることは私の至らぬところだと思っております。ぜひとも皆様方にそう思っていただかないように、今現在の体制の中で農業に対する支援策をしっかりと行って、農業関係者の皆様方に前田はしっかりと農業を応援しているのだということを理解していただけるよう努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 山本議員。

○山本議員 分かりました。当面は体制維持でやっていくということですので、頑張ってくださいと思います。

続きまして、2、担い手農家の人手不足対策であります。御存じのように、滝川市内でも離農者の増加によりまして1軒の農家への農地の集積が非常に進んでおります。土地利用型の農業ということで、そうなりますとどうしても大型機械などのオペレーター不足、いろんな意味で農繁期の人

手不足といったことがあります。現在はまだ離農された農家の方が、オペレーターとしてそういった農家の手伝いをされている事例が多いわけでありますけれども、将来もっと農地集積が進むとそれもおのずと限界が見えてくるのではないかなと予想されます。そのときに当然労働力が間に合わないということであれば、引受手のない農地が発生しかねません。対策として法人化や一般企業の参入等、そしてまたＩＴの自動運転とかいろいろございますけれども、それだけではオペレーター不足というのは解決しないのでありますが、本市としてそれらの部分についての今後の対策についてどのようにお考えになっているかお伺いしておきたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 担い手農家の人手不足対策についてでありますけれども、本市の農業者数につきまして議員ご指摘のとおり、農林業センサスによりますと令和２年で２７３戸と、この２０年間で約半分ということになっております。地域農業の維持が懸念されるところであります。本市としては、農作業の省力化やオペレーターの削減にも寄与するＩＣＴ技術の導入やドローンのシェアリングの取組、こういったところを推進しているところであり、今後も着実にこの取組については進めてまいります。また、農業協同組合の子会社でありますＪＡたきかわサービスでは今年度からてん菜の収穫作業を受託するコントラクター事業を開始しまして、受託作業の拡大を目指しているところであり、今後も関係機関との連携を密に図りながら、農業者の負担軽減につながる手法の調査や検討をしっかりと行ってまいります。ふだんから議員からいろいろと情報をいただきながら、例えば機械の共同利用なんかはどうだというようなお話も伺っておりますので、今後もいろいろと情報を頂戴する中でこの手法の調査、検討というのを、繰り返しになりますけれども、しっかりと行ってまいりたいと考えております。

○議 長 山本議員。

○山本議員 それでは、対策をお願いして、次の質問に移りたいと思います。

これが一番重要でありますけれども、農業生産額の向上対策ということであります。２番目の質問にもちょっと関連してくるのですけれども、当然大規模農家になりますと土地利用型の農業ということになりますので、どうしても反当たりの売上げが減少する傾向にございます。特に、人手不足とも絡んでくるのですけれども、大規模になって法人化になってくると通年雇用という問題も出てくるのではないかなと思っています。そんな中で、大規模農家で通年雇用を図るためには規模拡大型の作物のほかに例えば、十勝では大規模農家でナガイモを何ヘクタールも作ってみたり、スイートコーンも何ヘクタールも作ってみたりということで大規模畑作と土地利用型の高収益作物を結構導入されている事例が多々見られます。本市でも、意気の問題はございますけれども、高収益作物を導入しながら一年中通年雇用が可能になるようなことになれば当然滝川市内の農業生産額も増大してくるのかなと思います。それらを含めた今後の方策といいますか、お考えが何かございましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 先ほどお話しさせていただきましたけれども、農業所得の確保に向けまして今年度から、農商工連携として、株式会社夕張ツムラとの連携が始まりました。江部乙町で薬用作物で

ありますセンキュウの試験栽培を開始したところであります。この試験栽培は、センキュウの移植と収穫は夕張ツムラが行いまして、肥培管理は農業者が行うという方式で、新たに高収益作物の栽培を開始する有効な手法であると期待しております。夕張ツムラとの連携につきましては山本議員にもご協力いただいている部分でありますけれども、本市としましてはこの取組を通して薬用作物の作付拡大を目指すとともに、市内で栽培されております加工用トマトやニンニクの取組拡大、その他の露地野菜などの高収益作物導入に向けた様々な調査研究を行いながら、農業者の皆さんの所得確保と地域農業の振興に向けて取り組んでまいります。繰り返しになりますけれども、様々なあらゆるところからの情報の収集とその発信をもちまして農業者の皆様と共にこういったことに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議 長 山本議員。

○山本議員 最後にもう一つだけお伺いしておきたいと思います。今夕張ツムラのお話も出ましたが、笛を吹いても踊らない方が結構いらっしゃる。そこが問題なのではけれども、全道の優良事例を滝川の農家の方にもっと周知すべきなのかなと思いますけれども、そういった部分の農業者に対していろんな講習会や、講演会であるとか、視察であるとかということを今後取り入れていただきたいと思いますが、そんなお考えがあるかどうか、最後にお伺いしておきたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 具体的な方法について今ご提言いただきました。それにつきましては、実施するべく検討してまいります。

○山本議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして山本議員の質問を終了いたします。

ここで議場内の換気を行うため、暫時休憩いたします。再開は11時5分といたします。暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時01分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

堀議員の発言を許します。堀議員。

○堀 議 員 公明党の堀でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

◎1、福祉行政

1、伴走型子育て支援について

2、高齢者支援について

最初に、福祉行政について、国の第2次補正予算が12月2日に成立しました。その中に出産・子育て応援交付金事業というのがございます。この成立を見ますと、国も本格的に少子化対策に乗

り込んできたなという感じがいたします。伴走型子育て支援について伺いをいたしますが、物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策における伴走型子育て支援の内容についてまず伺います。

○議 長 堀議員の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 国の第2次補正予算におきまして伴走型相談支援の充実、それから経済的支援、この2つを一体として実施する事業を支援することを目的といたしまして出産・子育て応援交付金が創設されることとなりました。この2つのうちの1つ、伴走型相談支援ということでございますけれども、妊娠届出時から全ての妊婦、子育て家庭に寄り添い、身近に相談に応じ、関係機関とも情報共有しながら、出産、育児等の見通しを立てるための面談、それからその後のプッシュ型の情報発信、相談、これらの随時受付等の継続的な実施、これを通じて必要な支援につなぐということを目的としているものでございます。具体的に申しますと、出産に際して重要な3つの時点、1つ目の時点としてはまず妊娠届出を出されたとき、2つ目の時点としては妊娠して8か月前後、出産が近くなってきたような時期、それから3つ目の時点として生まれた後、乳児家庭の全戸訪問までの間、この3回にわたりまして保健師、助産師等の専門職が妊産婦と面談を行いながら、出産までの見通しを寄り添って一緒に立てたり、それからアンケートですとか子育てガイドを活用しながら産前産後のサービス利用と一緒に検討、提案して出産応援ギフトの支給につなげるという流れになります。詳細は、12月中旬に実は第2回自治体説明会が開かれるという予定になっているところでございますので、現時点で分かっている情報についてお話をさせていただきました。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 次に伺いますが、本市においてはもう既に子育て包括支援センター事業として支援を行っていると思います。伴走型子育て支援が開始されることによって、今やっている事業とどういうふうに変わっていくのか、どういう面が大きく変わるのかということをつかりやすく説明してください。

○議 長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 堀議員おっしゃられたとおり、滝川市では既に子育て世代包括支援センター事業に取り組んでございます。子育て応援課と健康づくり課、保健センターに入っている2つの課が母子保健業務の連携ということで、妊娠から出産、それから育児まで切れ目のないような形での支援の実施ということで、保健師による継続的な訪問、それから相談、子育て支援センターにおけるこにちは赤ちゃん訪問、ファミリーサポートセンター事業等、産後についてもきめ細やかな支援体制の構築に努めているところでございます。

このたび伴走型子育て支援として示された内容につきましては、面談の機会確保、それからアンケート等々でございますが、現時点において入っている情報といたしまして、滝川市において既に実施している内容というふうに捉えているところでございます。伴走型子育て支援が開始されることによって新たな事業が増えるという部分については、現時点においては想定していないというところでございます。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 部長から答弁がありました。私は今回のこの事業について一番変わるのは、個人面談も含めて要するに住宅まで行ってでも話を聞いてあげる、こういうようなことが求められているのではないかというふうに考えています。国もそういう意味での人件費ですとか諸経費については賄うというふうに言っていますので、今までと恐らく大きく違うのは、集まってもらって説明をする、相談を来てもらって受ける、そういうものから市のほうが主体的に妊婦や出産後のご家庭に行って、できれば家族と一緒に相談を聞くということまで求められるのではないかなというふうに想定しています。そういう意味で大きく変わると思いますけれども、今分かっている時点でそういうことになったときに何が問題あるかというのは必要だと思います。そういうことも兼ね合わせてご答弁いただければと思います。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 堀議員からの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど3時点というふうに申し上げました。1時点目については妊娠届出時ということですので、もちろん市役所のほうに来ていただいた時点というふうになろうかと思います。2点目につきましても、妊娠8か月面談というような形でございますけれども、これについても市役所のほうに来ていただいてということであるかというふうに考えてございます。今のところ、この3回のうち、どの部分について例えばご家庭に赴いて相談をしたらいいのではないかとかという部分については、詳細な設計についてはまだこれからという状態ではございますけれども、今のところこにちは赤ちゃん訪問という形で市のほうで出産後にお伺いをして相談等をさせていただくというような事業をさせていただいている部分というのがございますので、こういった既存の事業と、それから新たに示される部分で過不足が出てくるのかどうかという部分についてもしっかりと把握しながら、何をしていくことがいいのかということを考え合わせて施策というものを決定していきたいというふうに考えているところでございます。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 積極的にできる限りの支援を充実させていただきたいと思っていますけれども、次に移ります。

伴走型子育て支援の要は、積極的な面談による子育ての不安や困り事を解消することにあると思います。部長に今答えていただきましたけれども、現時点で考えられる取組についてということで、今までと根本的に違うのは、仕事で悩み事を聞いたら、そのことに対して答える。今こういう状況だと思います。今後は、国の政策を受けて、積極的にこちらから妊婦または出産後のご家庭に訪問したりなどして本当に困っていることを打ち明けてもらう、そこまで支援する制度になっていかなければならないと思います。相談しやすい職員、保健師や助産師、熟練者の子育てママでも構わないというふうに思いますけれども、そういうような取組が根本的な最重要課題だと思っていますので、子育てを支援するという意味では、言ってきたから対応するではなくて、こちらから働きかける、こういうふうになっていくと思いますけれども、どうでしょうか。そういうふうになったときの対応を何か考えていただければと思いますけれども、どうお考えでしょうか。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 堀議員からの質問でございます。まさしく経験豊富な職員もおりますし、それからまだ経験も、現在成長中というような職員もいます。それぞれ先輩からの指導を受けたりしながらキャリアを積んで、それぞれ保健師としての業務をしているところでございます。堀議員がおっしゃるとおり、言ってこられて、それに対応するというだけではなくて、もちろん市の職員からしっかりと寄り添いながら、妊婦の方、それから子育てをされている方、こういった方々の力になりたいというふうに考えております。これからこの施策がどんな形で示されるのかというところはまだはっきり見えない部分はございますが、心といたしましてそのような形でしっかりと寄り添ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 よろしくをお願いします。

次に、高齢者支援について伺います。65歳以上の高齢者人口が令和24年にピークを迎えると予想されています。高齢者支援は重要な課題と考えております。本市の取組を伺います。

○議 長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 高齢者支援に関するご質問でございます。全国的には、65歳以上人口でございますけれども、令和24年度にピークを迎えるというふうに推測をされております。当市においては、令和2年の7月、1万3,815人、これがピークでございました。ここから微減、少しずつ減っているという状況でございますけれども、一方で75歳以上の人口ということになりますと令和12年度まで、全体が減っていくのに対して増加が見込まれております。ますます高齢化率が高くなるという推測でございます。現行の第8期の滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、自立支援、重度化防止等の介護予防の取組の推進、介護人材の育成と確保、認知症本人、家族への支援の充実、この3つの重点目標を掲げて取組を推進しておりますけれども、今申しましたとおり、今後介護保険サービスの利用率が高くなることが推測されるということから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らすということができるよう、医療、介護、介護予防、生活支援など包括的に確保される取組の充実がより一層求められます。

市としての主な取組、現在の取組ということでございますと、介護予防事業でございますけれども、いきいき百歳体操教室のほか、介護予防講座の開催ですとか、虚弱高齢者を対象としましたますますげんき教室、それから健康づくり課と連携いたしまして高齢者の口腔ケア教室のほか、介護予防活動を通じた地域における介護予防の推進を図るために支えあい・いきいきポイント事業を実施することで住民主体の通いの場への参加につながっているというところでございます。コロナ禍においても継続して実施できるよう支援を行っているところです。それから、認知症の関係でございますけれども、認知症本人とその家族への支援ということで、これも住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、認知症の本人、それからご家族に対して専門家、ボランティアがチームになって相談支援を行うという取組を行ったり、その方々の活動や情報提供の場としてコミュニティー農園畑楽、それから認知症本人の会すまいるを実施しているところでございます。また、高齢者世帯が増加する中、地域住民の互助を生かしました地域での支え合い、通いの場の推進が重要であるというふうに考えてございます。地域住民や民間企業等の多様な主体と連携しながら、その地域

に合った支え合う活動支援として生活支援体制整備、これを進めているところでございます。

今後におきましてもこれらの事業も含めまして高齢者支援に効果ある取組はしっかりと継続しつつ、次年度は第9期計画の策定年ということになります。今後国からの制度改正など具体的な方針を踏まえた上で、高齢の方々が住み慣れたこの滝川市で自立した日常生活を営んで安心して住み続けていただけるまちというふうになることを目指しまして、滝川市として地域包括ケアシステムをしっかりと推進してまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 詳しく答弁していただきましてありがとうございました。よろしくお願いします。

◎2、下水道行政

1、下水道汚泥処理について

最後になりますが、下水道行政について伺います。下水道汚泥処理について伺いますが、本市においても下水道汚泥が利用されていると思います。どのように利用されているのかを伺います。

○議 長 答弁を求めます。建設部次長。

○建設部次長 本市の下水道につきましては、北海道が事業主体となり、奈井江町にあります石狩川流域下水道で終末処理をしております。汚泥処理につきましては当該施設を管理運営をしております石狩川流域下水道組合の内容になりますが、構成自治体としてお答えをいたします。現在そこで発生する汚泥は年間3,900トン程度ということで、脱水をした脱水汚泥、脱水汚泥に石灰を混ぜた土壌改良材、脱水汚泥にもみ殻を混ぜたコンポストとして農地などに有効利用されております。近年の肥料価格の高騰により注目をされている汚泥の農地利用につきましては、再生利用業の指定の手続など廃棄物に係る法令をはじめ、生産量にも限りがあるなどといった課題もございます。緑農地利用に係る詳細は管理運営を行っております石狩川流域下水道組合にお問合せをいただければと思いますが、当市としましても石狩川流域下水道組合と連携を図りながら、市民をはじめ、農業者の利用の促進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほうをどうぞよろしくお願いいたします。

○堀 議 員 終わります。

○議 長 以上をもちまして堀議員の質問を終了いたします。

水口議員の発言を許します。水口議員。

○水口議員 会派清新の水口でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

私にとりましては、この定例会が111回目の定例会になります。長年にわたりまして、市長をはじめ、そして職員の皆様方に大変お世話になりましたこと、この場をお借りして心より感謝とお礼を申し上げますとともに、27年8か月の集大成としてこれからの本市への思いを込めて質問させていただきます。

◎1、市長の基本姿勢

- 1、P F I手法の活用について
- 2、駅前再開発事業について
- 3、子育て施策の充実について
- 4、市立病院の医師確保について

このたびは、全て市長の基本姿勢について質問させていただきます。まず、1、P F I手法の活用についてということであります。公共施設の行政と民間の連携は、滝川ふれ愛の里、公営住宅などが象徴的な取組であります。去る10月に厚生常任委員会の行政視察において、健康の拠点の整備として富山市の総曲輪レガートスクエアを視察いたしました。当施設は、中心市街地の学校統廃合跡地を利用して、専門学校、スポーツクラブ、立体駐車場に公共としてまちなか総合ケアセンターをP P Pの手法により、D B方式、デザインビルド方式を採用して、民間事業者に設計、施工業者を一括して発注し、完成後、公共部分を取得して運営をしております。また、室内遊戯施設を視察いたしました石川県小松市においても、公共施設として民間において施工され、民間において運営をされておりました。

昨年の第4回定例会におきまして三上議員の質問に、国の補助金、市内企業の参画など課題がある旨のご答弁をされております。新年度以降、公共施設個別施設計画、立地適正化計画が施行されるに当たり、中長期において多くの公共施設の新設、改築が検討されることとなり、近年の建設費高騰などを勘案し、設計、施工に要する時間の短縮、総体経費の軽減、施設運営の効率化など、P F I手法を導入することも選択肢と考えますが、見解をお伺いいたします。

○議 長 水口議員の質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 P F I手法の活用につきましては、今議員からもご指摘がありましたが、令和3年度第4回市議会定例会で三上議員の質問に対する答弁と重なりますが、P F I手法を用いることの最大のメリットは、資金調達、建設期間の短縮、事業コストの削減、この大きく3点です。代表的な手法例でありますB T O、ビルド・トランスファー・オペレート方式は、民間が建設に必要な巨額の資金を調達しまして、公共のルールを用いずに設計、建設まで行えるので、公共自ら建設するよりも安価に建設できる魅力があります。一方で、国の補助金を活用しての建設が難しいという面もございます。我々が検討している中で一番の課題として捉えていることは、P F I手法の実績があるのは道外本社の大手企業というものが非常に多いということでございます。市内企業が単独で実施することは難しくても企業間で連携することによって実施は可能なのか、また資金調達など是可以するのか、実施が可能だとしても従来手法での建設と比較してメリットがあるのかというようなところを懸念しております。市の財政面のメリットだけではなくて、市内経済のことも考慮して今後最良と思われる手法を探っていくということになると考えております。

○議 長 水口議員。

○水口議員 今ほどご答弁の中で種々の課題があるということは、私も理解をしております。しかしながら、本市の将来を展望したときに、今後建設事業が非常に多く発注がなされるということを考えた場合に、P F I手法というものを全く考慮に入れないという選択はないのではないかな、そんなふうにも考えます。設計、施工、施設管理までを一体的に受注できる、そういう育成を市内企

業に対してしていくことも必要であるというふうに考えますし、国の制度を見ておりますと令和5年度から民間提案を実施した企業に対する加点措置を導入するというようなことも予定をされており、ぜひ市内企業を育成していくと、このような視点でお考えがあればご答弁をお願いいたします。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 市内企業の育成ということでございます。P F I手法そのものはP F I法にのっとり完成された事業スキームでありますし、十分ご承知いただいていると思っております。その仕組みに対して、例えば市が独自の仕組みをそこに組み込むというのは非常に難しいかというふうに思っております。P F I手法を導入した場合に市内事業者が参加できるかどうかという部分につきましては、市内事業者それぞれの経営判断等もあると思いますし、今議員のご指摘がありました国の制度も活用して、その事業者がそういった判断をいただけるかどうかというところが非常に重要になってくるのではないかと考えております。我々が発注などご協力というか、市内企業を育成していくというようなところが出てくれば非常に喜ばしいことであるというふうには考えております。

○議長 長 水口議員。

○水口議員 それでは、次に参ります。

駅前再開発事業についてであります。スマイルビルが閉鎖となりまして、来春で丸2年となります。やはり駅前まちのランドマークと言える地区で、市民の皆様からも駅前の衰退がまちの衰退につながるとの声が聞こえてまいります。駅前にはほかにも閉鎖ビルがあり、本市のまちづくりにとりましても重要な位置づけであると考えますし、新年度より施行されます総合計画、立地適正化計画においても重要な位置づけになるものと想定をされます。先ほど4期目の重点施策としてのご答弁がございましたけれども、今後駅前周辺の活用方法としてどのような選択肢があるというふうにお考えなのか、ご見解をお伺いいたします。

○議長 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 現在策定を進めております総合計画におきましては、将来にわたり住み続けたい、住んでみたい、そして持続可能なまちづくりを目指し、団体ヒアリングをはじめ、市民会議や市議会特別委員会の中で様々なご意見をいただき、広い視点を持って策定作業を進めているところです。この総合計画に係る市民アンケートにおきましても、駅前周辺のみならず、中心市街地の活性化につきましては議員からのご指摘と同様、心配の声が多く見られたところであります。駅前周辺の環境整備につきましては、民間施設がほとんどであるということから一朝一夕に進むものではないというふうに思っておりますが、人口減少下におけるコンパクトなまちづくりを進めていく上においても大きな課題であるというふうにも思っております。

そうした中、現時点におきまして具体的な選択肢は決まっておりますませんが、例えば単に公共施設を建設するのではなく、民間住宅の誘導や公共施設を一部備えた拠点施設、あるいは広場の形成など、民間開発も含めて、人が集い、にぎわう環境の創出など、柔軟な考え方を持って引き続き検討していきたいというふうに思っております。

○議長 長 水口議員。

○水口議員 それでは、次に参ります。

次は、子育て施策の充実についてということですが、先ほど来から皆様方からも子育てについてということで多くの質問がございますが、質問させていただきます。今年度より健やか赤ちゃん支援事業がスタートいたしました。少子化の時代では各自治体も各種の支援策を講じており、大変有効な施策であるというふうに評価いたします。市長は、過日の市政報告会において今後も子育てには注力したいというふうに発言をされております。国においても、新年度予算の概算要求において、子育て、防衛、脱炭素を重視し、子供関連予算を倍増にしたいとの考えが示されております。以前には室内遊戯施設の構想なども表明をされており、子育て世代は大きな期待を寄せております。少子化という全国的な課題として、これからの子育てに対しどのような支援策を検討されているのか、見解を伺います。

○議 長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 現代社会は、全国的に核家族化、少子化が進んでおります。子育て世代を取り巻く環境の変化は、孤立化を招き、不安や困難を抱きやすい状況になっているというふうに認識しております。子育ての不安は子供の成長に合わせて変化していきますので、成長に合わせた相談などの支援が必要というふうに考えておりまして、そのため出産期に必要な支援の一つということで、水口議員からも評価いただきました生まれてくれてありがとう、健やか赤ちゃん支援事業を今年度より創設しているところでございます。滝川市では、健やか赤ちゃん支援事業のほかにも、妊娠から出産、育児までの切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センター事業、それから子育ての不安や悩みを相談したり情報交換することなどを目的として設置された子育て支援センターでの子育て講座などを実施し、子育ての不安を解消するだけでなく、楽しみや喜びが得られる子育て、これができる環境を目指してまいりましたし、今後とも先ほど堀議員からも指摘がございました伴走型支援、こういった新しいキーワードなども絡めながらしっかりと進めていきたいというふうに考えております。

質問にありました次年度以降に取り組む具体的な支援策ということでございますけれども、現在検討中というふうにお答えさせていただきますが、現在ある事業にしっかりとまずは取り組み、より多くの子育て世帯が少しでも不安がなくなるよう、さらなる体制強化に努めてまいります。

○議 長 水口議員。

○水口議員 今ほどさらなる支援にということで次年度以降のお考えをお示しをいただきました。新年度にはこども家庭庁というものが発足をされるという予定になっておりまして、本日の新聞紙上でも公的医療保険から支払われる出産育児一時金が42万円から50万円に増額というような報道もございました。多分現時点で新年度に向けて、こども家庭庁における各自治体の施策がどういうふうに変わっていくのか、その辺の方針がどのように示されているのかは私としてはまだ把握をしておりませんけれども、これから関連予算の倍増をということを考えている、この国の考え方から、これからの将来を見据えた子育ての施策の先取りを、そして子育て重視のまちづくりを標榜して本市として積極的に取り組んでいくことも、私は来年度以降そういう流れの中で検討していく必要があるというふうに思いますけれども、改めての見解をお伺いいたします。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 水口議員からの再質問にお答えしたいと思います。

令和５年度、こども家庭庁が創設されるということでございます。事業についても予算の概算要求というような形でいろいろポイントも示されておりまして、その中には子育て支援ということであれば伴走型の支援、それから定期預かりモデル事業、こういったものが新設されるということなことですとか、それから子供の居場所づくり、この関係でも居場所づくりの支援のモデル事業というのも創設されるというふうにお伺いはしているところでございます。先ほどもお答えさせていただいた例えば伴走型支援ということであれば、これから説明会も開催されるというところでございますけれども、そういったものを先取りといいますか、情報をまずは早く手に入れて、その中で今の滝川市に何ができるかといったことをしっかりと捉えながら、必要な支援を必要な方々に届けられるような形で積極的に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 長 水口議員。

○水口議員 それでは、次に参ります。

２００４年度からの市立病院の医師確保について伺います。２００４年度からの臨床研修医制度により、都市部や有名病院に医師が集中し、地方の医師不足が顕在化されるようになったと推察されます。医師の地域偏在は、生活不安から人口の流出を招き、地方はさらに疲弊していくと考えられます。本市では出産ができず、子育て世代から日々の生活に対する不安も聞こえてまいります。産婦人科、小児科などの医師確保は、やはり地域偏在の是正を国が制度化することによって確保する必要があります、全国市長会などを通じて積極的に要請していくべきと考えますが、見解を伺います。

○議長 長 答弁を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 地域偏在の是正に向けての国や北海道の動きとして、令和元年度に施行した医療法及び医師法の一部を改正する法律により、都道府県が実効的な医師確保対策を進めるために医師確保計画を策定することとしており、研修医の定員決定や地域枠の医師確保の施策明示の権限などが都道府県に委ねられました。北海道においても、令和２年度から令和５年度までの４年間の取組期間として北海道医師確保計画が策定されたところであり、同計画に基づいた医師の養成、キャリア形成支援、道外からの医師確保及び道内への定着支援など、実効性のある取組が期待される所であり、計画の着実な対策の実行が２次医療圏での今後の医師の地域間における偏在の解消に寄与するものと考えております。

なお、中空知地域においては人口１０万対医師数の全道平均比較で９８．１パーセントとほぼ平均値にあり、北海道医師確保計画上も医師中間区域とされておりますので、現状の医師数を増加させることを掲げた医師少数区域に対する方策と比較すると医師数の現状を維持するための方策となっております。そのような中で、これまでも北海道市長会、全国市長会、全国知事会、北海道自治体病院協議会などを通じて医師偏在の是正に向けて、地域に根差した医師の養成など地域を支える医師などの絶対数の確保、偏在の是正に資する実効性のある施策を講じること、地域枠定員の増員、地域医療を維持、確保し、質の高い医師の養成と医師偏在の解消に資する充実した臨床研修体制の整備を要望してまいりました。新型コロナウイルス感染症が流行している現在の状況では、医師や病床などが不足し、適切な医療提供体制を維持できないという問題が浮き彫りになったこともあ

り、住民が安心して医療を受けることができる体制を確保できるように、地域医療を守るためにも国に対し、引き続き様々な機会を捉えて要望してまいります。

○議長 長 水口議員。

○水口議員 ただいまのご答弁をいただきました取組については、理解をいたしました。全国市長会のホームページを拝見させていただいて、その中の要望事項というのを拝見させていただくと、平成30年度より地域医療の確保に関する重点提言として要請を毎年行っているようであります。総合診療を行う地域に貢献する医師にインセンティブが働く仕組みや地域医療確保に関する国と地方の協議の場等において地方と丁寧かつ十分に協議を行いと記載がされております。地方の実情と医師の確保の必要について、全国市長会というこの組織も通じてさらなる強力な要請を行っていくというふうに考えますが、今後とも国に要請をしていくという答弁でありましたが、改めて見解をお伺いいたします。

○議長 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 ただいまの再質問についてですが、市長会のホームページでもそういうような要望事項が出ていたということで、国と地方の協議の場で十分な協議をとということでございます。道のほうで北海道医師確保計画というのも策定されて、偏在を是正しつつ、そういった今市長会のほうでも要望している内容についても十分反映していただきながら、まずは医師の絶対数を全道的に確保していくということが非常に大事だと思いますので、ただ中空知については医師中間区域ということで、まずは全道的な医師偏在を解消するというのが今優先されている部分でありますので、今お話しされた市長会への要望事項と併せて、北海道に対してはそういうことでさらに医師の確保も含めて要望してまいりたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○水口議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして水口議員の質問を終了いたします。

三上議員の発言を許します。三上議員。

○三上議員 公明党の三上です。

◎1、市長の基本姿勢

1、企業版ふるさと納税について

2、奨学金返還支援制度について

まず、企業版ふるさと納税について伺いたいと思います。普通の一般のふるさと納税については一定の効果が滝川市にとってはあると考えております。ただ、企業版ふるさと納税については、今現状どういう状況にあるのかということが我々議員も分かりませんし、市民の方だったらもっと分からないと思うのです。そういったことで、現状の寄附状況と、それから企業版ふるさと納税を活用した今後の展開について伺いたいと思います。

○議長 長 三上議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 企業版ふるさと納税についてのご質問ですが、滝川市が企業版ふるさと納税の制度を導入しました令和3年7月から現在に至るまで、計3社から総額120万円の寄附をいただいております。

ります。現在、滝川市地域再生計画に記載の事業のうち、子育て支援に関する事業及びグライダーを活用した関係人口等創出に向けた事業について特に寄附の募集をしております。また、新たな取組としまして、企業版ふるさと納税のマッチング事業者と契約を交わしたところであり、リーフレットを作成し、全国の企業に対してPR活動を既に開始しているところです。その他、現在展開をしておりますグライダーを活用したワーケーション事業の関係企業や東京滝川会など滝川に縁のある方や企業へのPRも同時並行で行い、地方創生事業の財源確保を図っていきたいと考えております。引き続き各企業からのご寄附の賛同をいただけるよう、PR活動を進めてまいります。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 滝川市は、地域再生法の認定地方公共団体に指定されております。そういったことで、積極的に企業版ふるさと納税というのは活用していかなければいけないと思うのです。今ほど答弁がありましたけれども、寄附総額120万円と聞いて、えっと思いました。120万円ってこの間グライダーの関係でいただいた寄附ですよ。その以前からやっているにもかかわらず120万円ですか、びっくりしました。もっと積極的にやっていかなければいけないと思うのです。企業版ふるさと納税というのは、企業にとってもメリットがございます。企業が自治体に寄附した場合、その寄附の3割相当、これが損金算入でまず減額される。それと、今は寄附額の6割が法人関係で減税されると。合計9割が減税になるということが企業にとって1つメリットがございます。もう一つのメリットは、寄附することで企業イメージがアップします。ですから、何に対して寄附をしていただくかということが非常に重要になってまいります。

私は、企業の担当者なり経営者なりに心に響くような内容を提示しなければ寄附額は上がってこないのではないかなと思うのです。例えば滝川でいうと、そらぷちキッズキャンプ、こういった子供たちを本当に支援しているのです。経営者の皆さん、どうでしょうか。あるいは、先ほど120万円の寄附がありましたけれども、グライダーです。グライダーを活用して、滝川ばかりではなくて子供たちに体験飛行をしてもらいます。そのために飛行機も用意しなければいけないですし、パイロットの育成も必要ですというような心に響くようなアプローチをしていかなければ寄附って集まらないと思うのです。この件に関していかがでしょうか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 ただいま再質問をいただきました。もっと積極的にPRしていくべきだと、企業のメリットも含めて企業側へのPR、アピールというのが足りないのではないかというご質問です。まさに議員のおっしゃるとおりかというふうに反省をしているところです。様々な事業、ご提案もいただきました。現在パンフレットも作成をしながらPRをしていく準備もしております。作ってPRをしているものもあれば、これから作っていかうというふうに思っているものもございます。その中には、議員からお話のありましたグライダーの関係、例えば子供たちを対象としたフライト体験ですとか、そういったところへの寄附、それから子育て事業、様々なありますけれども、そういった子育て事業への支援、それから教育に対する支援、また農業に対する支援というようなところを様々なPRして行って、企業の皆さんにメリットを感じていただけるように行っていかなければならないというふうに思っております。先ほどもちょっと触れましたが、滝川と関係のある様々な企業

の皆様ところに、少し遅いのではないかというお叱りかと思いますが、これから積極的にPR活動に努めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 長 三上議員、再々質問に入りますか、次の質問に入りますか。

○三上議員 すぐ終わります。

○議長 長 再々質問ですか。

○三上議員 はい。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 企業としては、寄附したことによって代償をもらうということとはできない。例えばこの寄附によって滝川市から契約を取るだとか、あるいは返礼品をもらうだとか、そういうようなことはできないことになっています。もう一つは、本社が滝川市にある企業からは受けることができない。ただ、過去に契約とかで関係のある企業に対してはアプローチは可能だと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 そういったところまで詳しく確認はしておりませんでした。滝川市の場合、市から発注する事業の多くが滝川市内の企業に発注をしているという状況にございますので、市外の企業ですとか道外の企業ですとか、そういったところにはこれまで事業を受けていらっしゃる事業者の方々がたくさんいらっしゃると思いますので、そういったところからの寄附は全然問題ないというふうに思っておりますので、そういったところに積極的にPRしていきたいと思っておりますし、詳細はちょっと確認をしておりますでしたが、確認をして、過去に契約をした、受注をされた企業に対しても、もし仮にPRができるのであれば、そういったところも含めてPR活動を行ってきたいというふうに思っております。

○議長 長 さらに再質問はないですね。

○三上議員 はい。

○議長 長 それでは、ここで昼食休憩に入りたいと思います。再開は13時といたします。暫時休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 0時55分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

三上議員。

○三上議員 それでは、奨学金返還支援制度について伺いたいと思います。まず、質問の前に奨学金というのを簡単に説明させていただきたいと思います。奨学金は大きく分けて給付奨学金と貸与型奨学金の2種類ございます。給付型奨学金というのは返還不要でありこれは一定の条件がございますけれども、給付を受けても社会人になってからも返還する必要がないという奨学金です。貸与型奨学金というのは、社会人になってから毎月でしょうか、返還していくという奨学金でございます。

す。奨学金の貸与型にも2種類あります。第1種奨学金というのが利子がつかないのです。第2種奨学金というのがありまして、これは利子がつくのです。この2種類がございます。高校在学中に次に行く先が決まっていれば、予約採用ということで事前に申込みの予約ができるというのが1つあります。もう一つは、進学先の大学あるいは専門学校、そういったところで入学後に申込みするという、この2つがございます。

私のところにも今回奨学金制度を利用したいというお話がありまして、いろいろ今回調べさせていただいたのですが、大学などの在学中に貸与された奨学金の返還を本市が一部負担することで若者の市内企業への就職を促したらどうなのでしょうかという提案でございます。それで、国においても今奨学金の返済負担が苦しいという、学生、それから就職したばかりの社会人の皆さんからそういう声がありまして、国としても経済財政運営と改革の基本方針という骨太の方針で自治体や企業による奨学金返還支援の促進ということが明記されました。2015年からは、支援した分については特別交付税措置の対象となっているということです。ですから、特別交付税で戻ってくるということになります。今回そういうような若者に対しての支援、そのことが地元企業の職につながるように支援してはどうですかという提案なのですが、このことについて伺いたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 奨学金返還支援制度につきまして、学生側の地元就職に対する意欲を高める方策として有効だというふうに考えております。考えているのですが、本市における優先的な課題としましては、まずは学生が地元企業への関心を深めて、正しい企業情報を効果的に得られる環境づくりが必要というふうに考えております。ミスマッチとか、そういったことが起きないということと、今それほど学生の皆さんに地元企業はこういう企業があるということは伝わっておりませんので、まずはそこを優先していきたいというふうに考えているということです。

現在関係団体と連携いたしまして、市内企業の採用情報等を掲載した仕事情報誌を発行、配布しているほか、広域連携によりまして、これは昨日行っておりましたけれども、合同企業説明会、それから職場体験等を通じた企業への関わりを増やしていく取組、こういったことを進めておりまして、ご質問いただきました施策につきましてやらないということではございません。今後雇用動向、それから社会情勢の変化、本制度を導入している他市の状況、先行している周辺市町がありますので、そういったところの状況や有効性等を見ながら、この施策の導入について見極めてまいりたいというふうに考えております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 経済的に恵まれないお子さんが勉強したいということであれば、この奨学金を利用して上の大学あるいは専門学校で学べるような環境をつくっていくことも滝川市として求められているのではないかなと思うのです。それで、企業が奨学金をいただいた学生が就職してきた、その際に代理返還で返すことができるのです。これはあまり知られていないかもしれませんが、企業が肩代わりして返していく、そして月々そこから返済していただくという代理返還制度というのがありますので、滝川市の助成と、それと企業の代理返還制度を使って、滝川から出ていった子供

たち、学生が戻ってこれるような環境づくりをぜひ進めていただきたいと思うのですけれども、市長、いかがでしょうか。

○議長 長 市長。

○市長 先ほど産業振興部長から答弁させていただいたとおり、その動向を見極めてという考えは持っているわけですが、交付税措置ですとか様々な財源を考えながら、導入についてはこの近隣で言いますと赤平、芦別、歌志内各市が導入しているということも聞いておりますので、それらの内容をよくお聞きして検討してまいりたいと思います。しかし、中にはそのときだけ返していただいて、その後すぐいなくなってしまう方もいらっしゃるとか、様々な問題もあるというふうなことをお聞きしておりますので、その制度をもう少し勉強させていただいて、代理弁済につきましても企業側についてよく理解をするように、そういう制度があるという周知も心がけていきたいというふうに思います。もう少し検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 それでは、次の質問に移ります。

◎2、立地適正化計画（素案）

1、都市機能誘導区域について

2、都市機能誘導区域内のスマイルビルの今後について

立地適正化計画（素案）の関係ですが、都市機能誘導区域について伺いたいと思います。区域内に立地することが望ましく、機能を維持し続けることが求められる施設として誘導施設一覧をこの素案の中で明示されました。新たに立地を誘導すべき施設については、これら誘導する施設としての具体策があれば伺いたいと思います。

○議長 長 答弁を求めます。建設部次長。

○建設部次長 立地適正化計画につきましては、現在素案段階であり、パブリックコメントや地域懇談会を進め、今年度中の成案化を目指しております。

ご質問の誘導施設につきましては、まちの魅力や求心力を高め、居住の誘導を図る上において生活利便性の向上に寄与する施設、都市機能増進施設と我々は言うのですが、その施設につきまして素案段階として14種別を位置づけしております。14種別には、ホールや屋内遊戯場をはじめ、商業、医療、福祉といった分野となっており、実現に向けた具体策として、法律で定める届出制度、少し細かになりますが、誘導区域外に誘導施設を整備する場合や誘導区域内における誘導施設を休廃止する場合などに届出をしていただくというような制度があります。しかしながら、積極的な誘導策は、まさにこれからどのように取り組めるかが最も重要であるというふうに私どもとしては考えております。当然に財政状況も考慮しながら、誘導施設の維持をはじめ、立地誘導、さらにはコンパクト・プラス・ネットワークの形成に向けた各種施策について公共投資や行政支援を行う手法、行政が取り組む手法、民間活力に任せる手法など様々な手法について関係者の皆様と共に知恵を絞り、検討しながら進めていかなければいけないものと考えております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 具体的な施策というか、具体策についてはこれからだということで、それは理解できるかと思っております。ただ、ここに滝川市が何でもかんでも造るというわけにいかないと思うのです。その際には、やはり民間のお力もお借りしながら民間が入ってこれるような形にしていかなければ駄目だと思うのです。その前提として、民間投資を誘発するような仕組みづくりだとか、あるいはここに進出することで民間事業者にメリットがあるというものでなければならないと思うのです。こういうことについてはどのように考えておりますか。

○議長 長 建設部次長。

○建設部次長 今再質問ということで、民間主導という部分もあるのではないかと、それについてどのように誘導を図っていくのかというような趣旨であったかと思われるのですが、行政が全てを行うパターンでイメージをしているものではなくて、民間に委ねる部分も当然あるでしょうし、官民連携によって事業を構築するという場合もあるかと思えます。その際に、民間の皆様にとってみると経済的合理性が働かないとその事業に着手するとか乗ってくるというようなことはまずもってかなり不可能な部分があるのであろうと。とはいえども、それをそのまま放置しておくというような話にはなりませんので、行政として何らかの先導的な部分で取組を位置づけられるものがあるのであれば、先導役としての対応もあろうかと思えます。そういった部分も含めて、まさにこれからどのように熱意を持ってそういった事業に取り組んでいくことができるのかという部分については、20年間の計画でありますので、少し長い期間にはなりますけれども、これから取り組んでいくことについての対応を図っていきたいというふうに考えております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 都市機能誘導区域内にはスマイルビルがございます。伺いたいのですが、スマイルビルを今後どのように考えているのか。確かに素案では20年先を見据えた選択と集中、この意思を示したとされておりますけれども、20年先だからまだまだ時間があるではなくて、スマイルビルをどのように考えているのか、市長に伺いたいと思います。

○議長 長 建設部次長。

○建設部次長 市長にということでありましたけれども、私から答弁いたします。

まず、現在素案段階ということで先ほど申ささせていただいたところでありまして、スマイルビルの今後についてというような部分が趣旨かとは思われるのですが、まず都市機能誘導区域内においてこのビルの部分についての考え方ということで少し整理のほうをさせていただいた答弁になるかと思うのですが、させていただきたいと思えます。都市機能誘導区域の設定に当たりましては、市民のアンケート調査や市民委員会からのご意見をはじめ、国のほうで示す区域設定の方針、例えば商業、医療、福祉といった生活利便施設の集積状況、鉄道、バスといった公共交通の状況、さらにはそういった生活利便施設からの徒歩圏などに基づいた設定ということで、都市機能誘導区域たるべきものを設定しているという状況になっております。

そのため、ご質問の一施設のみを考慮した設定ということではありませんが、先ほどのアンケート調査からは滝川駅からベルロード周辺における機能の充実、さらには再整備、そういった部分を

要望するご意見が多く寄せられた状況でございます。先ほど20年云々という話もありましたが、当該計画につきましては20年間を見据えたものであり、時間をかけて緩やかに今から居住を誘導していく、まず居住は今からという部分、そして一方でまちの魅力や求心力を高めるために何から取り組んでいくのかという部分につきましては、議員のご質問にあったとおり、選択と集中の意思、今まさに示すものでありまして、滝川駅周辺における滞在、交流を生む拠点の形成が求められる区域において、ご質問のあった施設については代表もしくは象徴するような建物であるということの認識を持って、我々としては次の策についての誘導施策という形で、直接的な明記はないかもしれませんが、一帯、周辺の整備は必要であるというふうに、今の素案段階であります、記載のほうをさせていただいているという状況でございます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 スマイルビルが閉鎖してから2年になるのです。先ほどの水口議員の質問で、もう2年になるのかと思いました。ちょっと違うかもしれませんが、割れ窓理論というのがあって、割れた窓をそのまま放置するとどんどん増えて荒廃していくと。だから、その前に手を打つということなのですが、2年も駅前のビルが放置されるとなるとどんどん荒廃していく、荒廃していったら当然だというふうに思われては困るのです。

先ほど市長に伺いたかったのですが、今回厚生常任委員会の視察で小松市というところを訪れました。ここでは、駅前に滝川市と同じようなケースで小松西武というのがどんと構えていたのです。ところが、人口減少とか郊外に人が流れるということで、そこは閉鎖することになったのです。そのビルをどうするかという活用の段階になりまして、最終的にそこを取り壊して、新しいビルを建てることになったのです。そこには、複合施設なのですが、大学あるいはビジネスホテル、この後も出てきますけれども、屋内の遊戯施設、レストラン、そういったものが併設されているのです。そのことによって郊外に流れた人の流れを駅前に取り戻すという、そういうように抜本的に取り壊してやって、今少しずつ駅前の中心街に人が集まるようになってきたということで、スマイルビルもいつまでもそのまま放置はできないと思います。この場でははっきりお話しすることはできないと思うのですが、市長はどのように考えているのか、改めて伺いたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 三上議員のご質問でございますが、スマイルビルが閉鎖されて2年ということですが、窓が割れないように十分気をつけて見ておりますし、割れた窓がさらに広がるのが絶対にないような管理についてのお願いをし、私どもも様々な対応をさせていただいております。2年間何もなかったわけではございません。様々な交渉事を続けております。それは相手方があることで、この場で申し上げることはできませんが、それなりのいろいろな対応はさせていただいておりますが、それなりの時間を要しているということでご理解をいただきたいと思います。

先ほど来柴田議員をはじめ、ご質問にお答えさせていただきましたが、私は市民の皆さんが渴望している駅前を何とかしてほしいということについてのお答えを出すべく努力したいということを明言しております。それは、当然スマイルビルも含めた駅周辺の今廃虚となったようなビルが幾つかあるわけですので、それらを何とかしなければいけないという強い思いと市民の後押しがあって

初めてできることだというふうに思っております。ぜひともこれからその作業を進めてまいりたいと思っておりますので、三上議員をはじめ議員の皆さんのご理解と、そしてまた多くの市民の皆さんがその後を押していただくことを切にお願い申し上げたいと思います。それでなければ何も進めることができないということをご理解いただきたいと思います。

○議長 長 三上議員。

◎3、住宅行政

1、開西団地再編について

○三上議員 それでは、次の質問ですが、開西団地の再編については前回の第3回定例会でも質問させていただきました。ここでは、私は既存の住宅を利用して、安価に入れるサ高住、そして子育て支援住宅、これはぜひ実現してほしいと思っているのですが、この事業内容については昨今のいろいろな状況の変化によって、資材高騰だとか、円安だとか、原油が上がっているとか、そういうような関係で状況が変わってきたのは理解しております。この事業内容の変更、あるいはいつまでにやる、やれない、そういった期限というのは示していただきたいなと思うのですが、示すことはできますか。

○議長 長 答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 ご質問ありました件でございますけれども、民間事業者の整備の際に活用可能な交付金につきましては毎年4月1日頃に交付申請要領が改定され、公表される予定になっておりますので、来年度の交付申請要領の公開後速やかに再募集できるように進めていきたいと考えております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 開西団地の再編については、この後、私の後に質問する方がいらっしゃいますので、この辺にしておきます。

次に移ります。

◎4、教育行政

1、学校給食費（令和5年1月～3月分）の全額支援について

2、不登校児童生徒数の増加を踏まえた対策について

3、いじめ認知件数の増加を踏まえた対策について

学校給食費（令和5年1月～3月分）の全額支援について伺いたいと思います。コロナ禍における原油価格、物価高騰に対応し、保護者負担を軽減するため、学校給食費の先ほど申し上げたとおり令和5年1月から3月分を全額支援するというについて伺いたいと思います。

○議長 長 答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 昨今の原油価格、物価高騰に伴い、学校給食の原材料費が高騰する中、学校給食費に対する支援につきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、保護者等の負担を増やすことなく安定した学校給食を提供できるよう、令和4年第2回定例会にて補正予算を計上し、物価上昇分の賄材料費を増額することで支援をしております。また、同じく第2回定例

会におきまして子育て世帯への生活支援金として児童1人当たり一律2万円の支援金を支給するための補正予算が計上され、さらにその上乗せ分として第4回臨時会におきまして児童1人当たり1万5,000円を計上したところでございます。この生活支援金は、使い道を限定したものではありませんが、上乗せ分1万5,000円につきましては物価高騰が長期化する中、保護者の負担軽減のため、給食費やインフルエンザワクチンの接種費用などにご活用いただくことを想定したものでございます。したがって、ご提案のありました1月から3月分の給食費の全額支援を改めに行うという考えは持っておりませんが、今般の生活支援金につきましては給食費支援という意味合いを含んでおりますことをご理解いただき、ご活用いただければというふうに思っております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 市民の皆さんは、学校給食費の支援のための助成というか、そういうものであったとは思っておりません。子育て支援全般における支援策だというふうに思っております。

先日、市長の市政報告会に私も参加させていただきました。その中で市長は、給食費の全額無償化は公約だったけれども、できなかったのだと、非常に残念であるという発言をされておりました。ぜひ給食費に限定して1月から3月の部分について、無料にできるようにやってみませんか、市長、どうでしょうか。それが市民の皆さんに対して一つでも公約実現に向けての施策かと私は思っております。私は基本的に給食費全額無償化については必ずしも賛成しておりませんので、今緊急の事態、この時期に限定でやってはいかがかと思っておりますので、市長の見解を伺いたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 12年前の公約が残念だという話は、この間の市政報告会ではさせていただきました。過疎債があればという苦い思いを持ちながらお話をさせていただいたというふうに内容をお聞きになっていただいたと思っております。ご提案は1月から3月分を何とか無償化したらいかがかということでございますが、前回2定で補正予算を組ませていただきまして、材料費の高騰分を埋めさせていただいて、質を落とさず給食を召し上がっていただくというようなことをさせていただきました。それと同じようなことを今後考えなければいけないのかというふうに今思っているところでございまして、取りあえずは1月から3月は無料にすることではなくて、今後の給食費の在り方を今検討させていただきたいというふうに思っております。財源の問題が様々ございますので、何とかそのような形で、給食費の今の現状がどのようにあって、これからどうなっていくのかということを見極めながら検討させていただきたいと思っておりますので、1月から3月分を急遽無償というのはとても今の状況ではできないということでございますので、何とかご理解をいただいて、新学期において何かの策を考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 物価高騰分に対しての補填については、全国の自治体でどこでもやっております。これは国の施策でもありましたので、どこでもやっております。そういったことで、難しいのだということは今分かりました。ただ、市長の気持ちを今示すときだと思うのです。もうこれ以上は伺うことができないので、ぜひ可能性があるのであれば検討していただきたいと思うのですが、次の質問に移ります。

不登校児童生徒数の増加を踏まえた対策について伺いたいと思います。滝川市教育推進計画の素案によると、不登校児童生徒数は平成30年度から令和3年度まで年々増加傾向にあります。その対策として、適応指導教室、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと学校が連携、協力し、組織的支援体制を構築するとしております。私は、このような取組というのは今までもやってきたし、これからも必要だとは思いますが、このことで増加傾向を抑えることができるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長 長 答弁を求めます。教育部指導参事。

○教育部指導参事 不登校児童生徒の増加傾向を踏まえた対策についてお答えいたします。

滝川市の不登校の児童生徒については、議員ご指摘のとおり増加傾向にあります。令和3年度は、小学校全児童の約1.1パーセント、それから中学校の全生徒の約5.9パーセントとなっており、今年度に入ってから前年度の同じ月の人数を上回る、そういった状況となっております。不登校の要因の多くは、登校することへの不安など心理的な要因によるものですが、新型コロナウイルス感染症の様々な影響が子供たちの心身に影響していることも考えられます。学校では、今議員からご指摘ありましたように、よく分かる授業や成就感、達成感を得られる学校行事の実施、それから温かで親和的な集団づくり、それから家庭と連携した望ましい生活習慣の構築など不登校の未然防止に力点を置いて取り組むとともに、教育委員会としてはスクールカウンセラー等の専門スタッフの派遣による相談体制の充実や適応指導教室の活用による不登校児童生徒の学校復帰に向けた段階的な支援を行ってまいりました。しかしながら、不登校の増加に歯止めがかかっていないというのが現状であります。

今後に向けては、中1ギャップを防ぐ小中連携の取組や相談室、保健室などを活用した多様な支援体制の構築などこれまで行ってきた取組に加えて、既に一部の小中学校で実施しております配付された1人1台端末、ICTを活用したオンラインによる学習支援などICTを活用した学習面の支援や児童生徒の心に寄り添う相談活動、これもICTを活用して遠隔で行うような、そういった取組を他の学校にも広げていくことが重要だと考えております。国からは、学校に復帰することのみを目標とせず、フリースクールなどの民間施設とも連携した多様な教育機会の提供により不登校の子供たちの社会的自立を促す支援の重要性が示されており、教育委員会としては全ての子供たちが自ら進路を切り開き、将来社会の中で自立した生活が送れるよう、引き続き不登校の未然防止と具体的な支援策の実施に取り組んでまいります。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 今お話があったとおり、今までもやってきましたし、これからもやるということで、抜本的な対策というのがないのかと思います。ただ、今コロナ感染予防の関係で子供たちも、そして保護者も教員も我々大人も休むことに対する心理的なハードルが下がっているのだと思うのです。この辺については、保護者とかにはどのように働きかけようと思っておりますか。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 再質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症に感染したり濃厚接触者になった場合については、当然出席停止の扱

いで学校を休んでいただくということになっておりますけれども、感染状況が悪化した際に学校に行ったら感染するのではないかなというようなコロナ不安で学校を休みたいというような場合も、そのときのその地域の感染状況などを踏まえて校長の判断で出席停止の扱いにすることができるといふふうにされております。ただ、そういった感染の不安だとか、それからコロナに感染してしまったり濃厚接触になってしまって一定期間休むことで、さらに学校に行くときの抵抗感というか、そういうものが高まるということは十分考えられることですので、そういった期間においても、先ほど申し上げました。今はそういったお子さんたちも必ずタブレットを持ち帰って調子のいいときは学校とやり取りできるようなシステムができておりますので、きめ細かく担任から面談をしたり、保護者の方と連携を図って、学校に復帰するときにスムーズな復帰がいくように絶えず働きかけていくことがひいては不登校の未然防止にもつながっていくというふうに考えておりますので、そういった面の努力というか、そういうことも学校に求められているかなというふうに考えております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 最後の質問に移りたいと思います。不登校といじめって深い関連があるというふうに私は思っております。先ほどの素案によりますと、こちらもしじめ件数が増えているのです。この中ではいじめの早期発見、早期対応、組織的な対応を強化するとしております。そのことで本当にいじめを防止することができるのかどうか、まずは伺いたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。教育部指導参事。

○教育部指導参事 いじめ問題の対応についてお答えいたします。

滝川市内の市立の小中高等学校におけるいじめの認知件数は、議員ご指摘のとおり近年増加傾向にあります。これは全国的な傾向でもあり、学校がいじめ防止対策推進法に定められているいじめの定義に基づき適切に認知を行い、初期段階のいじめから解消に向けた取組を行ってきたことが認知件数の増加の一因ではあるというふうに分析しております。一方、これまで各学校ではいじめを許さない心情を育てる道德教育の充実や子供同士の信頼感を高めるピアサポートと呼ばれるプログラムを実施するなど、また先月議員の皆様にもご参加いただきました絆づくり成果交流会で交流がなされた子供たち自身が主体的に取り組むいじめ根絶、仲間づくりの取組などを通していじめの未然防止に取り組んでまいりました。

また、いじめの早期発見、早期対応には校内のいじめ対策組織を十分に機能させ、迅速に対応することが重要であることから、教職員研修などを通じて一人一人の教員の生徒理解、生徒指導の知識、技能を高めるとともに、今般道教委が新たにいじめ問題の重要性に鑑み、いじめ対策の支援ツールと、コンパスというものを作成したのですけれども、そういったものの効果的活用や今言われている子供たちの命を守るＳＯＳの出し方に関する教育というものを推奨されておりますので、この普及を今後図ってまいりたいというふうに考えております。私たちとしていじめの認知をゼロ件とすることは当然の理想であり、目標でありますけれども、むしろ初期段階のいじめも決して見逃さず、積極的に認知した上で組織的な指導により全てのいじめを解消することこそ重要であることから、学校と教育委員会が連携し、引き続き取組を進めてまいりたいと考えております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 私も、いじめってどうやったら防げるのかなというふうに考えました。いろいろ保護者の方にも聞き取りしてまいりました。いじめが発生する時間帯というのがあるのです。休み時間だったり昼休み、この時間帯がいじめが発生する時間帯なのだと。いわゆる大人、教師の目が届かない時間帯です。そういうときに発生しやすい。それと、もう一つは、大人社会もそうなのでしょうけれども、子供社会においてもストレスがいじめを誘発されるのではないだろうかという話も聞きました。結局のところ、ストレスのない教室あるいは授業のつくり方、そういったことが大切なのだろうかというふうに思っております。結局のところ、いじめをなくするためには教師を含めて、保護者を含めて大人が変わらなければ、このいじめというのはなくならないのだろうかというふうに思っております。

教育部には社会教育という部署もあります。そういう部署を通して、ぜひ大人社会、子供たちに極力ストレスをかけないような生活を、あるいは教師に対しては、子供を分けるためラベルをつけたがるというような、教師の見方、あるいは大人の見方が子供たちにストレスをつくるということで、結局のところ、先ほど申したとおり大人が変わらなければいじめ防止にはつながっていかないということなのです。このことについては、教育長、どのようにお考えでしょうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 いじめ防止なのですけれども、これは本当に奥が深い難しい問題です。日本全国でいじめゼロ、これを目標にしています。だけれども、なかなか現実問題はなくなっていかない。なぜならば、子供たちというのは卒業生がいれば入学生がいる、そして学年も上がっていく、毎年状況は変わっていくわけです。今ストレスというお話もありました。ストレスのない社会をつくっていくのかということです。それは、理想論になるのだと思います。ですから、教育委員会としましては、現実を見ながら対応する必要があると思っています。

また一方、大人の責任というものもあります。大人が変わればいじめがなくなるのか、これは誰も答えを出せない問題なのです。なかなか難しい問題で、これをやればなくなるという有効打というのはない、これが現実です。なので、先ほど参事から答弁したとおり、我々は運動論としてできること、それから個別の事案に対応すること、それらを重層的にやっていくしか今はないのかなと思っています。ただし、三上議員おっしゃるようなそういう理想を目指していくということも一方では大事なことからいうふうに思います。

○三上議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして三上議員の質問を終了いたします。

東元議員の発言を許します。東元議員。

○東元議員 通告に従いまして3点質問させていただきます。

◎1、福祉行政

1、産後ケア応援室の設置について

まず、1、福祉行政、産後ケア応援室の設置について質問させていただきます。過日、厚生常任委員会で富山市にある廃校跡地を活用した総曲輪レガートスクエアという医療、福祉、健康の総合

交流施設を視察してきました。これについては、前段で水口議員が説明した内容であります。その中で私が最も印象に残ったのが産後ケア応援室であります。この施設は、出産後の大変な環境の中、慣れない育児をしている母親に寄り添い、専門家がサポートする宿泊施設であります。出生率の低下が続く今日、本市においても出産から産後のケアを切れ目なく支援するこのような拠点が必要かと思いますが、考えをお伺いいたします。

○議 長 東元議員の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 産後ケア事業でございますが、第2回定例会において佐々木議員からご質問をいただきまして、ご答弁をさせていただいておりますが、出産をして退院した後の母親の身体的回復と心理的安定を促進するとともに、母親のセルフケア能力と母子の愛着の形成を促して、家族が健やかな育児ができるよう支援するというところでございまして、大変重要なことだというふうに捉えております。滝川市におきましては、保健センターにあります子育て応援課と健康づくり課の母子保健業務を連携いたしまして、妊娠から出産、育児までの切れ目ない支援の実施のため、保健師による継続訪問、相談、子育て支援センターにおけるこんにちは赤ちゃん訪問、ファミリーサポートセンター事業等、産後についてもきめ細やかな支援体制の構築に努めているところです。産後ケア事業の実施につきましては、助産師等の看護職を中心としまして、短期入所型、宿泊です。それから、通所型、デイケアというような形、それから居宅訪問型の3種類の方法からそれぞれ地域のニーズ、それから社会資源等の状況によって実施するものというふうにされてございます。コロナ禍における妊産婦のメンタルヘルスケアなど、ますます重要性が増しているという状況もございまして、滝川市の妊産婦とそこご家族の支援としてどのような方法がニーズに合い、また実施可能であるか検討させていただきたいというふうに考えているところです。

○議 長 東元議員。

○東元議員 次の質問に移ります。

◎2、教育行政

1、美術自然史館の運営について

美術自然史館について2点お伺いしたいと思います。美術自然史館は、岩橋英遠画伯の作品をはじめとした貴重な作品の収蔵、展示をしている美術館であると同時に、地域の歴史や民族の自然科学などの資料の公開などもしている博物館でもあります。市内外から多くの子供たちが利用しています。しかしながら、空調システムが壊れてから数年が経過しているので、本来自然風を通す設計になっていないため、窓を開け、扇風機を駆使しても焼け石に水の状態と聞いたことがあります。職員や来館者に熱中症が出てもおかしくはない状況だと聞いております。特にこども科学館は小さいお子さんや学校団体の来館が多く、特にこの夏は30度を下らない中、汗をかきながら見学しているのを見聞きしています。このような環境は貴重な美術作品にも少なからず影響があると考えますが、今後の対策についてお伺いいたします。

○議 長 答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 まず、施設の空調に関するご質問でございますが、こども科学館につきましては中央

児童センターと一体の施設でありまして、建設当初から冷房設備は備えておりませんが、美術自然史館については、ご指摘のとおり設備が故障して以降、空調による夏場の温度管理ができず、暑い日の来館者にはご不便をおかけしているかと思います。美術作品への影響に関しましては、展示している作品以外は館内にある複数の収蔵庫で管理しており、特に重要とされる作品や資料については外気の影響を受けにくい構造の収蔵庫で保管するようにしております。また、展示作品につきましても、外気の影響による劣化を防ぐため、一定期間での入替えを行うなどして美術作品の維持管理に努めているところでございます。しかしながら、東元議員ご指摘のとおり、こうした環境が長く続きますと少なからず作品へも悪い影響が及んでくるものというふうに考えております。滝川市の財産として次世代へ継承できるよう、設備の改修ですとか施設の再編も視野に入れながら適切な管理について検討を進めておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 東元議員。

○東元議員 続いて、同じ美術館の件ですけれども、美術自然史館がある地域はハザードマップでも浸水地域になっております。災害時における美術品や資料などの退避対策の現状についてお伺いしたいと思います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 美術自然史館のある区域につきましては、過去の浸水範囲とされる水防区域には含まれておりませんが、現在のハザードマップ上では議員ご指摘のとおり水害時に1メートルから3メートルの浸水が想定されるエリアとなります。先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、特に重要な美術作品ですとか資料につきましては外気の影響を受けにくい構造となっております美術自然史館1階の収蔵庫に格納しております。しかしながら、水害による浸水の場合はこれを回避できるつくりにはなっていないため、万が一の場合は美術品への影響も懸念されるところであります。今後美術自然史館におきましては、人命の救助、避難を最優先としますが、浸水の影響を受けない高層階へ作品を避難させるといったことなど、災害時の対応について検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○東元議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして東元議員の質問を終了いたします。

木下議員の発言を許します。木下議員。

○木下議員 会派みどりの木下です。

◎1、市長の基本姿勢

1、幼児の遊び場について

1、市長の基本姿勢、幼児の遊び場について。要旨1、第2回定例会での答弁で、第2期滝川市子ども・子育て支援事業計画において天候に左右されることなく通年で遊べる施設の設置を検討している旨の話がありました。去る10月に厚生常任委員会で視察した石川県の小松市の駅前再開発事業により民間による支出で公立大学、ホテル、子ども・子育て支援施設として遊べる施設で今後当市としても参考になる事業があると考えております。そこで、市長の設置に向けての改め

での考えを伺います。

○議 長 木下議員の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 屋内遊戯施設の具体の検討につきましては、第2回定例会で答弁させていただいたのと同様になってしまいますが、現在公共施設個別施設計画策定中でございます。具体的なものについて現段階でお示しできるものはないということで、ご了承いただきたいと思います。

議員が視察されました石川県小松市のカブッキーランド、小松市の第三セクターの株式会社こまつ賑わいセンターが運営をし、生後6か月から小学生までが遊べる施設ということで認識をしております。公共施設個別施設計画が策定され、方向性が決まった中で、小松市の運営方法なども参考にさせていただいて、箱だけではなくて運営についてどのような運営がよいか、こういったことも含めて可能性を探ってまいりたいというふうに考えてございます。

○木下議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして木下議員の質問を終了いたします。

ここで議場内の換気を行うため、暫時休憩いたします。再開は午後2時5分といたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時01分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

佐々木議員の発言を許します。佐々木議員。

○佐々木議員 新政会の佐々木和代でございます。議長に許可をいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。私も水口議員同様、市議会議員としての質問は最後の質問になります。どうぞよろしくお願いいたします。

◎1、福祉行政

1、低所得者に対するサービス付高齢者向け住宅の整備について

2、児童虐待防止について

福祉行政、低所得者に対するサービス付高齢者向け住宅の整備についてお伺いいたします。老朽化した開西団地の一部を有償で民間譲渡し、低所得者に対するサービス付高齢者向け住宅などに改修してもらう市の計画が中止となりましたが、開西団地の住民の中にはサービス付高齢者向け住宅ができるのを前提に退去し、楽しみに待っていた住民もいると聞いております。今後の低所得者に対するサービス付高齢者向け住宅の整備についてどのように考えているのかを伺います。

○議 長 佐々木議員の質問に対する答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 サービス付高齢者向け住宅の整備についてのご質問でございますが、答弁においてはサ高住というふうに省略をさせてご説明いたします。

現時点で市でサ高住を整備する計画はございませんが、現在計画期間にある住生活基本計画第2

期及び第8期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においては、サ高住や様々なサービスを提供する住宅などは民間の整備に対する支援を継続しながら高齢者に対する住まいの確保を推進することとしております。また、公営住宅におきましては、見晴団地8号棟がサ高住と同等のバリアフリーなどの施設整備や安否確認等のサービスを提供しておりまして、サ高住ではありませんけれども、低所得者にサ高住と同等の住宅を提供していると考えておりますし、見晴団地以外の公営住宅につきましても平成以降に建設をした公営住宅につきましても高齢者の生活に配慮した施設整備をしていることから、入居者が既存の在宅福祉サービスを利用していただくことでこれらの公営住宅もサ高住に近い環境の住宅として提供できるというふうに考えております。あわせて、開西団地の既存住宅を活用した民間事業者によるサ高住整備計画につきましても引き続き検討を行ってまいります。

○議長 長 佐々木議員。

○佐々木議員 市としてサ高住を建てる予定はないということでしたが、見晴団地のようにサ高住に近い形で運営できている公営住宅もあるというお話だったかと思います。そこで、新たにサ高住とかを建てるというのは、今はウッドショックなどもあり、前回募集していた事業所も無理で断念したのだと思うのですが、今ある公営住宅の1室に例えば介護事業所を入れるとか小規模多機能居宅介護という事業所を入れると、通いも泊まりも訪問も全て網羅するサービスになります。公営住宅に民間の事業所を入れるという考えが市にあるのかどうか伺います。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 ご質問のありました公営住宅の中に民間事業者を入れるという形につきましては、我々としては今のところそういう形では考えてございません。ただ、公営住宅の中でもサ高住に近いサービスが受けられるという認識でございますので、今のところ民間事業者を受け入れるという考えはございません。

○議長 長 佐々木議員。

○佐々木議員 では、次の質問に移ります。

児童虐待防止法についてです。厚生労働省の発表によりますと、令和3年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数は全国で20万7,659件で過去最高となっており、北海道においても令和3年度の速報値は4,019件と対前年比9パーセント増加しています。また、先日は、子供を守る立場の保育士が虐待で逮捕されるという異常事態になっています。自由民主党女性局は、子供は国の宝だという考えの下、児童虐待防止法を推進しています。11月は児童虐待防止推進月間でした。当市における児童虐待法に向けた取組について伺います。

○議長 長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 児童虐待防止ということでございます。児童虐待に関する相談件数は、全国的にも依然として増加傾向にあり、児童虐待は社会全体で解決すべき重要な問題というふうになっております。虐待防止のためには関心と理解が必要ということで、佐々木議員もおっしゃられたとおり、11月を児童虐待防止推進月間と定めて、家庭や学校、地域等が児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、全国的に広報、啓発活動など様々な取組を集中的に実施することと

しております。滝川市におきましても、11月6日の日曜日になりますが、イオン滝川店において児童虐待防止のシンボルマーク、オレンジリボンが入りまして、それから滝川のこども家庭相談室、それから岩見沢の児童相談所、それから滝川警察署という通報先の電話番号が記載されましたポケットティッシュ2,000個配布を行いまして、児童虐待防止問題への関心喚起と積極的な通報を促すための啓発活動を行ったほか、市役所の1階ロビー、それから2階の図書館を活用させていただきまして啓発展示を行ったり、それから関係機関等が複数ございますので、リボンですとかチラシ、ポスター、これらを掲示していただくよう依頼を行うとともに、広報たきかわ、それから公式ホームページで周知、啓発を図ったところです。また、推進月間、11月以外においても、この夏のクラフトビールフェスタ、それからこの後予定されるかと思えますけれども、紙袋ランターンフェスティバルなど市民が多く集まる機会にオレンジリボンと一緒にリーフレットなどを配布して、通報しやすい環境づくりということで啓発活動を実施しているところです。

こういった広報、啓発活動のほかに、実際の虐待案件に対する取組という実質的な部分で申しますと、滝川市においては虐待相談件数が令和2年54件、令和3年51件ということで若干の増減はございますが、約50件前後で推移しているというのが現状でございますが、こういった相談件数の中で毎年数件、実際の虐待案件が発生しているという状況です。これらの虐待案件に早期対応するため、児童福祉法に基づきまして滝川市要保護児童等対策連絡協議会、我々は要対協と呼んでおりますが、こういった組織を設置いたしまして、学校、幼稚園、保育所、警察、それから岩見沢の児童相談所、様々な関係機関が連携をしまして、ささいなことでも情報交換ができるという取組を行っているところでございます。地域の実情に詳しい市町村の役割はますます大きなものとなっております。児童虐待の早期発見、早期対応のみならず、未然に防ぐことが求められていますので、さらなる広報、啓発、体制強化に努めてまいります。

○議長 長 佐々木議員。

○佐々木議員 それでは、次に移ります。

◎2、病院行政

1、滝川市立病院の医療提供体制について

病院行政です。滝川市立病院の医療提供体制について伺います。北海道においては、新型コロナウイルス感染者数が過去最高となり、11月1日には感染者数が1万1,000人を超える日もありました。それに伴い、滝川市立病院においても発熱外来の患者数は増加し、通常の外来診療にも影響が出ておりました。今後インフルエンザと同時流行も懸念される中、市民への医療提供体制について市立病院としてどのような対策を準備して臨むのか伺います。

○議長 長 答弁を求めます。市立病院事務部次長。

○市立病院事務部次長 厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザが同時に流行することによる発熱外来の逼迫を予測した備えとして、それぞれのワクチン接種や新型コロナウイルス抗原定性キット及び解熱鎮痛剤の準備などを推奨しているところでございます。なお、北海道では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い発熱外来の予約が取りにくいなどの状況を踏ま

え、医療機関に負担をかけずに迅速な陽性判定を行うことができるように、有症状で重症化リスクの低い方への抗原定性検査キットの配付や自己検査などで陽性となった方の登録を行うことを目的に本年8月23日より北海道陽性者登録センターを設置したところでございます。また、北海道においては、本年9月26日よりコロナ患者の全数把握の見直しと併せて、65歳以上の方や人口透析患者の方、妊娠中の方、抗がん剤による治療中または治療直後の方などの重症化リスク因子のある方以外の方につきましては抗原定性検査キットによる自己検査で陽性だった場合は北海道陽性者登録センターに登録し、ご自宅での療養を基本とし、ご自身で健康観察をお願いしているところでございます。

市立病院における発熱外来の受診者は、通常診療に深刻な影響を及ぼすほど増加をしており、多い日には100人程度となるなど、大変逼迫をしている状況にあります。11月も発熱外来の高止まりの状況は続き、市本部からも改めて広報折り込み、ホームページ、SNSで65歳未満で症状の軽い方については抗原定性検査キットによる自己検査と陽性だった場合の北海道陽性者登録センターへの登録を周知し、発熱外来の混雑緩和にご協力を求めたところでございます。また、新型コロナウイルス感染症の流行により11月後半の2週間、濃厚接触者となり自宅待機を余儀なくされた医療従事者が多く、外来診療を制限せざるを得ない状況も生じており、今後も同様の状況となることが懸念されております。季節性インフルエンザとの同時流行期に備え、インフルエンザ流行のフェーズに合わせてコロナの検査とインフルエンザの迅速検査を併用するなどの運用も視野に入れており、臨機応変に対応していきたいと考えておりますが、市民の皆様におかれましては北海道の示す方針についてご理解、ご協力をいただくことにより、地域の中核をなす拠点病院としての診療機能の維持、ひいては市民の皆様の健康維持につなげていけるものと考えておりますので、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐々木議員。

○佐々木議員 8月に陽性者登録センターという制度ができたということは、一部の人は分かっていると思うのですが、多くの市民はそれが第7波でまだ理解ができていなくて、熱が出たという不安で発熱外来に電話をする。でも、電話をしてもずっと話し中で、やっと夕方になってつながった。若い重症化リスクの少ない人はそれでもよかったのかどうか分かりませんが、高齢者施設では重症化リスクの高い人たちが多く、第7波の状況ではお互いに、病院も大変でしたけれども、重症化リスクのある市民も大変でした。そこで、先日インフルエンザと新型コロナウイルスを両方検査できる検査キットが一般販売されるというニュースが出ておりました。インフルエンザとコロナが同時流行したときは第7波を上回る大変さが押し寄せてくると思うのですが、この検査キットを例えば事前に購入し、皆さんに配るとか、そういう対応をしておくということなどの考えはないか伺います。

○議長 長 市立病院事務部次長。

○市立病院事務部次長 市立病院として検査キットを市民の方に配る、そういった考えはございません。現在当院においては、新型コロナウイルス感染症の検査を行っておりますが、それはPCR検査と抗原定量検査などの方法により相対的に感度の高い検査で実施をしております。一般に市販

されているのは抗原定性キットということになりますので、当院としてもコロナとインフルエンザの同時流行に向けまして先ほど申し上げたとおり検査も検討しているところではありますが、それは定性ではなく定量検査、同時にこの2つの検査の定量検査をするということの検討もしております。しかしながら、この場合は従来のコロナ単独の検査の場合に比べまして検査結果判定まで時間がかかるという点、また唾液ではなく鼻咽頭からスワブが必要ということになっておりまして、インフルエンザ流行の状況の程度に応じまして当院といたしましても最適な検査方法を考えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

○議 長 佐々木議員。

○佐々木議員 市立病院で配られないというのは理解できていますけれども、市長、市民に先にそのキットを、簡易検査キットでもいいので、配っていくことで市民は混乱したり不安にならないで対応でき、陽性者登録センターに登録できるのではないかと思います。武器がないと市民も戦えません。どうでしょう。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 市長にという再質問でございましたけれども、コロナの対策本部を総括している立場ということで若干お答えをさせていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の感染が始まってから、いろいろなフェーズを今まで通ってまいりました。基本的な役回りとして、例えば高齢者施設に検査キットを配付するというのは道の事業があったり、それから発熱外来ということではなくて、市内の幾つかの薬局でやっているとおり、ああいった検査についても道の事業というふうになっております。今般インフルエンザと併用の検査キットができていたというような報道は耳にしておりますが、これについてもまずは道がどのような考えを持っているのかというのを考えをお伺いして、その中で市として必要な事業ということであれば考えていくという順番になってまいろうかと思っておりますので、まずは道からの情報をしっかり把握したいというふうに考えております。

○佐々木議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして佐々木議員の質問を終了いたします。

寄谷議員の発言を許します。寄谷議員。

○寄谷議員 日本共産党の寄谷です。よろしくお願いします。通告に従いまして質問させていただきます。

◎1、市長の基本姿勢

1、新文化施設建設について

2、新年度の予算編成について

まず初めに、市長の基本姿勢、1、新文化施設建設に向けて伺います。新文化施設の建設に向け、ホール機能や他の施設との複合化を検討しているということですが、今後実施される基本構想の中ではホールの座席数や建設場所などの検討のほか、旧ホールの優れた点やそうでなかった点などの反省を生かすことはもちろん、新たにできる施設のコンセプトなども検討されることになると思い

ます。その施設は、大人だけでなく、子供や障がいのある人、多くのいろいろな人が利用します。誰もが利用しやすい施設とするために、市民の意見を聞くための市民会議のようなものを立ち上げるのかもしれませんが、そこに集約し切れない意見というのも出てくるかもしれません。そこで、基本構想を練り上げていくに当たっては市民からの貴重な意見を聞き逃さないよう、広く市民や有識者の意見を踏まえ、多角的に検討していくべきと考えますが、市の考えを伺いたいと思います。

○議 長 寄谷議員の質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 新文化施設建設に向けての基本構想では、ホール機能や複合化する機能など、利用される多くの方にとって使い勝手のよい施設となるよう、また将来にわたり末永く市民から愛される施設となるよう検討していく予定でございます。先般、こんな文化センターがいいとの皆様から要望書のご提出をいただきましたが、その中でも同様の要望がございました。市内部はもとより、市民や有識者など様々な方々のご意見をいただきながら、よりよいものになるようにしていきたいと考えております。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 ただいま市民や有識者などの様々な方の意見をしっかり取り入れたものを造っていきたいというような答弁をいただきましたが、ここで大事なのは市民の声がいつ、どうやって反映されるかということだと思います。今後基本構想が練られていく中で初めに出されてくる案というのがあると思うのですが、そこに市民の声が反映されている、それが非常に重要だと考えます。初めの素案であっても、公にするに当たり十分に検討を重ねると思うのです。ですから、後で市民がいろいろな意見を述べたとしても、そこでその構想の重要部分を変更したり、あるいは市民の考えと合わず、白紙撤回をするというのは非常に難しいことだと思います。ですから、この計画、構想を練る早々の段階から市民参加が果たされることが重要で、そうでなければ市民の声というのは枝葉末節の部分にしか反映されなくなるおそれがあると思います。ですから、市民にとって使い勝手のいい施設とするために、初めの段階から市民の意見が反映される、そういうシステムを考えていらっしゃるのか、その辺について伺いたいと思います。

○議 長 総務部次長。

○総務部次長 公共施設全般もそうですが、施設の基本構想というのは、まさに今おっしゃったように、この場合でいきますと市民の団体の皆様、利用されている実際の団体とか、そういった方々のご意見も聞きながら練り上げていくというもの。基本構想というのは、いろいろな施設の全体的方向性を示すものであったり、それから複合化の内容ですとか、施設の規模ですとか、座席、ホール、全体の配置などいろいろと検討していくことになると思います。もちろん全ての意見を全部が全部かなえられるかということについてはここで明言することはできませんし、それからその構想に当たってどういった形で市民の方たちを募集したりしていくのか、その辺はまだここで決まっているわけではございません。ご意見という部分も受け止めながらということになりますが、基本的には構想の中で意見をいただくということになっております。いただいた意見を決して全て市のほうでいただいた意見として受け止めるだけで何も反映させないと、そういったような乱暴なやり方というのは考えていないということでもあります。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 今の段階では具体的なものがないかもしれないのですが、市民がいつ、どうやって意見を表明したらいいかというか、機会の表明、これから具体化されると思うのですが、それはいつ頃具体化されるのか、公表されるのかというめどがあればお伺いしたいと思います。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 現在公共施設個別施設計画を策定中であります。その個別施設計画の中でいろんな時期ですとか、そういったものが出てくるということになると思いますが、現在まだ策定中ですので、今の段階でそういったものをお示しすることはできません。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 早く出てくることを期待しています。

それでは、次の質問に移ります。

2、新年度の予算編成についてです。新年度の予算編成の着手に当たり、2021年度決算について基金が大幅に積み立てられ、来年度から公共施設の集約、再編に取り組んでいく財政的な下地が整ったとする新聞報道を先日拝見しました。公共施設の更新も必要ですが、それを使うのは市民です。閉鎖している旧文化センターは1972年にできましたが、このときには市長は高校3年生だったのではないのでしょうか。ですから、この期間を考えると、新しい施設を長く利用するのは今の子供たち、これから生まれてくる子供たちです。その子供たちが健康であり、経済的にも精神的にもゆとりがあってこそ公共施設を有効に活用できるのではないのでしょうか。子供たちの健康、ゆとりが公共施設の集約、再編の前提条件にあるのではないのでしょうか。さきに何人かの議員が同じような質問をされていますが、来年度の予算編成に当たっては、学校給食費の無料化、子供の医療費の無料化に取り組むべきと考えますが、ここで改めて市の考え方を伺いたいと思います。

○議長 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 新年度予算の編成につきましては、資材や原油価格、電力料金の高騰などにより、これまでの財政健全化の取組に一定の成果はあるものの、新年度予算につきましても厳しい予算編成となる見込みであります。そのような中でも、先ほど来市長のほうから答弁がありましたとおり、子育て支援につきましては鋭意検討を進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 再質問をさせていただきます。

学校給食費の無償化に当たっては、例えば実施すれば1億5,000万円ぐらいはかかるというようにお話は以前伺っていますし、医療費についても例えば18歳までのお子さんについて無料化というのは結構な金額がかかると思うのですが、今月の広報を拝見しますと、財政健全化で皆さん奮闘されて例年基金というのは大体6億円前後ぐらい積み立ててきていたと思うのですよ。ところが、昨年度についてはその3倍ぐらいの18億円、これが基金として積み立てられています。ですから、基金的なところでいけば、これは公共施設を建てる、ほかのいろんなことに使うということでそんなに余裕がないのかもしれませんが、合計を見るとちょっとゆとりが出ているのではないかと。それから、給食費についての1億5,000万円というのは、それだけの金額を見れば大き

いのですが、市の一般会計予算というのは250億円ぐらいあります。その一般会計から見れば1パーセントに満たない数字だと思うのです。ですから、今回臨時議会で電気料金が上がったということで全体で1億円を超える補正予算を組みましたが、1億5,000万円という数字というのは今の滝川の財政からいけばちょっと踏ん張れば出る数字ではないかと思うのですが、そういう意味では以前と比べて今の滝川の財政状況からいえばかなり給食費の無料化とかは実現しやすい財政状況に変わってきていると思うのですけれども、それについて市の考えを伺えますでしょうか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 子育て支援につきましては、先ほどもご答弁させていただきました。鋭意検討を進めてまいりたいというふうに思っております。その中では、財源をどのようにするか、またどこに求めていくかということを含めて検討していきたいというふうに思っております。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 財源をどこに求めていくかということについては、もう少し突っ込みたいところもあるのですが、検討をお願いできればと思います。

それでは、次の質問に移ります。

◎2、福祉行政

- 1、物価高騰緊急見舞金の創設について
- 2、加齢性難聴による補聴器購入への助成について
- 3、地域カフェの整備について

福祉行政のこれは提案なのですが、物価高騰緊急見舞金の創設について伺います。電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯、住民税非課税世帯等ですが、これらの方に対して国による電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、1世帯当たり5万円に加え、本市では新型コロナウイルス感染症の影響による世帯収入の減少や北海道の冬の生活に欠かせない寒冷地特有の生活経費の増加に対する市の独自支援として1世帯につき1万円を上乗せして支給することとしました。これは、最近の物価高騰が著しく、所得の少ない方ほど大変な思いをされていることと思います。

非常に大事なことですが、ここで考えてほしいことがあると感じました。この支給がなされた結果、所得が非課税相当収入、所得の限度額を6万円ほど上回る世帯の中には給付金を支給される世帯より収入が少ないという、そういう逆転減少が生じる世帯があるのではないのでしょうか。広報に含まれていたこの給付金のプリントなのですが、例えばここで例として単身の場合ということで93万円が一つの目安とされていました。年間90万円の所得の人の場合には6万円支給されて年間で96万円になる、だけれども94万円の所得がある方はこの支給対象にならないということで94万円のままとすると、給付された方のほうが2万円高いという、そういう逆転減少が生じるような世帯があるのではないかと感じました。そこで、この不公平をそのままにせず、給付金あるいは見舞金というのを支給して対策を取るべきではないかと感じました。課税限度の93万円前後というのは、多い方も少ない方も、いずれの方も生活はやっぱり大変だと思うのです。ですから、その

辺での救済というのが必要なのではないかなと感じましたが、この点について市の考え方を伺いたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 国は、物価、賃金、生活総合対策として、電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して5万円を給付することとし、また当市ではこれらの負担増に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による世帯収入の減少や北海道の冬の生活に欠かせない寒冷地特有の生活経費の増加に対する市の独自支援として1万円を上乗せして、合計6万円を給付するとしたところでございます。この給付金の支給対象であります住民税非課税の判断でございしますが、それぞれの市民の方々が実際にお受け取りになる収入ではなく、収入から地方税法などの法令により定められました必要経費などを除いて算出される所得の額によって行われることになります。このため、例えば遺族年金などの非課税所得をもらわれている方にありましては、実際にお受け取りになる金額、つまり収入が幾らあっても所得の上ではゼロ円と算定されることになります。このように、収入総体の額のみをもって判断して見舞金などにより一律に差額を支給して調整しようとするのはかえって不公平が生じかねなくなるということが懸念されます。このようなことから、完全な公平ということは難しいという事情を鑑みまして、このたびの給付金につきましては国の制度設計による非課税世帯等という全国一律の基準により確実に進めてまいりたいと考えておりまして、新たな見舞金の創設については考えておりません。

なお、住民税が非課税とならなかった世帯であっても家計が急変し、お困りの世帯につきましては家計急変世帯としてこの給付金の対象となりますので、そのような制度の適切な運用により市民の皆様が最大限給付を受けられるよう努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 国がいろいろな制度を設けているということで、今遺族年金のお話もあったのですが、それぞれの年金あるいは給付金のところでそれぞれの合理性を持って検討されている制度だと思うのです。ですから、今回の問題でいけば、ほかの制度を抜きに単体でこれだけを基準にして判断するというのも合理性があるのではないかなというふうに私は考えたのですが、その辺についてはどんなお考えなのか伺えますでしょうか。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 再質問にお答えしたいと思います。

ほかの制度を抜きに単体でということでした。一口で公平という言葉で仕切るというのは非常に難しいといいますか、いろんな物の見方があるというふうに考えております。議員からは単体で見て考えたらどうなのだというふうにおっしゃられておりますが、私どもとしては様々な制度をいろいろと組合せですとかバランスですとか、こういったものを総合に見定めた上で給付等を行っていききたいというふうに考えておりますので、現時点において見舞金等の創設については考えていないということです。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 それでは、次の質問に移ります。

何度か伺っていますが、加齢性難聴による補聴器購入費への助成について伺います。滝川市が発行している高齢者の保健・福祉・介護サービスの手引というのがあります。これは、新しいものが出ていますが、この中に高齢者の福祉サービスの一つとして自立支援用具購入費等給付事業というのが紹介されています。ここでは、要介護認定で非該当と判定され、転倒の危険性の高い方を対象に福祉用具購入費や住宅改修費の一部を給付するという事業です。これは、要介護認定で非該当と判定される方でも万が一転倒して骨折でもすれば直ちに寝たきりになりかねない。そういうことで早めに予防をということでこの事業が設けられているのではないのかと私は感じています。これは、早めのサポートが後で介護予防につながるということで大きな効果を生むということに着目されているのではないかと思いますのですが、今回取り上げる加齢性難聴による補聴器の購入についても同じようなことが言えるのではないかと思います。

ここに新聞記事があるのですが、認知症に関する記事、鳥取大学医学部教授の浦上克哉さんという教授の方の記事があります。この中に紹介したいことがあるのですが、エビデンスのある認知症予防法として、医学誌ランセットの2020年の論文では喫煙や社会的孤立などの12のリスク因子が挙げられています。このリスク因子として一番高いのが難聴です。その予防法としては、補聴器を使うことだとしています。しかし、操作が複雑で、認知症を発症してからでは使い方を覚えられない。聞こえにくさを感じたら早めに使うことをお勧めしますと言っています。認知症のリスク因子として一番リスクのある難聴に対し、早めの対策を取ることは多くの人の介護予防となり、社会生活を保障することにもなります。これは、私は転倒防止に劣らない、そういう効果が期待できる介護予防策だと感じます。

そこで、高齢者の福祉サービスの一つである自立支援用具購入費等給付事業の対象を拡大し、そこに加齢性難聴も適用対象にしたらいのではないかと考えますが、この点についての市の考えを伺いたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 高齢者への補聴器購入に対する助成に関する質問でございますが、今ご紹介ありました自立支援用具購入費等給付事業につきましては、要介護認定の結果、非該当と判定された方のうち、転ぶ危険性が高い方を対象とした支援と、まさしくそのとおりでございます。もう少し深く言いますと、入浴ですとか排せつの用に供する自立支援用具などの購入、それから手すりの取付け、こういった住宅改修を行った場合につきましても総費用額、上限5万円でございますけれども、その7割を給付しているという事業でございます。こういった事業でございますけれども、第2回定例会においても答弁させていただきましたが、現状においては障がいの程度に応じ、障がい施策による助成制度があるということなどから、自立支援用具購入費等給付事業の対象の拡充、それから市独自の助成制度の設置については考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 再質問をします。

ここで伺いたいのは、障がいがあるからそれについて補助します。これは、病気になって病院へ行って、それについて手当てをしますということと同じことだと思うのですが、ここで問題にした

いのは、介護予防、そうから特定健診とかもありますが、将来の成人病を予防する。予防することで将来かかる医療費を抑える。そうすることがトータルとして見た場合、費用がかからない。そして、利用する側の人の健康も図られると、今投資するお金だけの問題ではなくて、将来出ていくのを抑えられる、そういう財政についても考えるというのが今の取組ではないでしょうか。

その辺でいくと、難聴の場合でも聞こえが悪いということで社会参加しなくなる、認知症に進む、介護が必要になる。それを抑えることができるという効果があるというふうに言われています。難聴というのは、介護が必要になる、そのうちの2割ぐらいですか、どういう場合に介護が必要になるか、認知症になるかというのは40パーセントぐらい原因というのが分かっているのですが、そのうちの8パーセントが難聴だと言われています。結構大きな数字だと思うのです。それに対して援助すれば、将来認知症になることを防ぐことができる。そういう意味で、現在の投資という意味ではなくて将来の未然防止ということでは非常に魅力があると思うのですが、その辺について答弁がないので、そういう先のことを見据えた政策ということをして市はどのように考えているのか、その辺について伺えますでしょうか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 繰り返しの答弁になりますが、現状では障がいの程度に応じ、障がい施策による助成制度があるということで、市独自の助成制度の設置は考えていないということでございます。今後におきましても、対応サービス事業所など関係機関と連携しながら、ニーズの把握ということについては今議員からもお話があったようなことも含めてしっかり把握に努めたいと思いますし、介護予防事業として様々取り組んでおります。例えば百歳体操、こういった会場に我々の職員も行っておりますので、こういった場も活用してニーズの把握、こういったことにはしっかり努めて、他市町村、国、北海道の状況も注視しながら必要に応じて検討してまいりたいというふうに考えてございます。限りある財源の中で新たな事業の実施については、他の高齢者施策の継続的、安定的な実施や子育て支援策など保健福祉施策全体、さらに市全体の施策の優先順位を決める中でトータルに判断していく必要があるというふうに考えております。どうぞご理解をお願いいたします。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 では、次の質問に移ります。

地域カフェの整備について伺います。前回の定例会のときにフードバンク活動の支援について伺いましたが、その後地域食堂を訪ねてお話を伺う機会がありました。そこでは、地域食堂の役割というのは食の提供だけでなく、居場所づくりが重要だというお話を伺いました。高齢化であまり遠くへ行けない。古くからの友人が亡くなり、近くに話し相手がいらない。そういう方が増えてきているということです。そこで、交流の場が求められているということで、気軽に立ち寄れる地域カフェが市内に幾つか開設され、居場所として重要な役割を担っているということでした。しかし、人口の多い東町にはそのようなカフェはありません。そこで、東町での地域カフェの開設について市の考えを伺いたいと思います。例えば今は使われていませんが、ひがしの湯があります。そういうところを改装して、町内会等の協力を得て地域カフェを開設することも一つの方法だと思いますが、東町に地域カフェを開設することについての市の考えを伺いたいと思います。

○議長 長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 地域カフェに関するご質問でございます。地域の住民が気軽に立ち寄れる地域カフェなど通いの場については、高齢者の介護予防などに効果があるほか、地域づくりへ発展するきっかけにもなり、見守り、仲間づくり、情報交換など様々な広がり期待できることから、市としても取組を推進しているところでございます。先月、滝川市では地域にある通いの場一覧というものを作成しまして、こういったご紹介もさせていただいております。ここにも掲載されておりますが、市内には地域カフェ、通いの場として9か所開設されているというふうに把握しております。東町におきましては、いきいき百歳体操や老人クラブは行われておりますが、残念ながら地域カフェの開設ということについては把握していないという現状にあります。

通いの場の開設につきましては、ただ場所があればできるというのではなく、ここに通いの場が欲しい、地域カフェをつくりたい、開きたいという住民主体による思いのある方々と共に作り上げていくものというふうに考えてございます。現在運営されている地域カフェ、様々ございますが、これらもそのような流れで始まっております。東町に限らず、地域におきまして自由に通える通いの場の開設、運営を希望していらっしゃる方がいらっしゃるということを寄谷議員もし御存じでありましたら、ぜひともお声かけいただきまして、生活支援体制整備事業として生活支援コーディネーター、市職員でございますけれども、これを中心に情報共有を重ねながら、共に協働して作り上げて進めていくというふうなものだと思っております。今後ともご理解、それからご協力のほどをぜひともよろしくお願いいたします。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 再質問をさせていただきます。

協働で作り上げていきたいという非常に心強いご答弁ありがとうございました。地域でそういうものをつくりたいという場合に、これまでのいろんなノウハウがあって、そのようなカフェにまで行き着いたというところもあると思うのですが、熱意はあるけれども、やり方が分からない。そして、一番問題になるのが資金的なことだと思うのです。ですから、どんな補助金とか支援が受けられるのか、それについての情報であるとか、あとは開設に当たって食品衛生のような、そういう何か資格、届出が必要なのか、その辺についても分からないという方がいらっしゃると思います。そういうところへの支援も含めて市では取り組んでいただけるというふうに理解してよろしいのでしょうか、お伺いします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 再質問にお答えしたいと思います。

介護福祉課は、今までも幾つかの地域カフェの開設についてご助力させていただいたり、いろいろ相談に乗ったりというふうにさせていただいております。もしそのような方がいらっしゃるのであれば、ぜひとも介護福祉課のほうにまずは相談に来ていただいて、今は私もどんな補助制度があるとか、どんな支援があるということは申し上げることはできませんけれども、まずは相談に来ていただければというふうに思います。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 それでは、次の質問に移ります。

◎ 3、公園行政

1、滝川東公園の再整備について

公園行政ですが、滝川東公園の再整備について伺います。滝川東公園は、東小学校や國學院大學北海道短期大学部から近く、人口の多い住宅街にも近いところにあります。そこは広さも十分にあり、大人から子供まで利用しやすい空間を持っています。今滝川東公園と言いましたが、そんな公園はどこにあるのと思われる方がいらっしゃるかもしれません。それぐらい今となってはあまり知られていない公園になっているのではないのでしょうか。そこは、木が生い茂り、うっそうとして、痴漢公園と呼ぶ人もいます。そういうところでは遊ぶに遊べない、人が行くに行けないという状態になっているのではないのでしょうか。私は、子供の屋内遊戯場も必要ですが、外で伸び伸び遊べる、そういう公園が町なかに必要だと思います。滝川市でも今緑の何とか企画ということで公園の整備をされていますが、滝川東公園は地理的には非常にいい場所にあります。再整備を急ぐべきだと思いますが、市の考えを伺いたいと思います。

○議長 長 答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 公園の再整備につきましては、令和2年2月に改定しました緑の基本計画において将来人口見通しや年齢構成等を考慮した上で今後20年間ににおける公園機能の見直し、再編を進めており、これまでの量的確保から質の向上に重点を置いた整備を実施することとしております。現在この基本計画に基づきまして、公園の集約や整備年次を具体化しました滝川市都市公園ストック再編計画により市内公園の整備を順次進めているところであります。滝川東公園につきましては令和7年度に改修工事を行う計画としておりますけれども、コロナ禍の継続、昨今の建設資材の価格の高騰などにより整備時期のずれ込みが予想されておまして、当該計画の進捗が流動的になってくることが懸念されますので、現段階におきましては計画年次どおりの整備が可能だと明確には言えませんが、整備の際には当該公園の立地状況や利用実態、各施策の方向性などを十分に勘案した上で将来にわたり長く利用される公園整備を目指してまいります。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 再質問をさせていただきます。

大規模な改修というのは令和7年以降に予定されているということなのですが、何か新たに物を設置する、それだけが公園の整備ではないと思います。今ある木を少し伐採して広場的なものを造る、そういうようなものは保全的な行為としてすぐに手をつけられる。そして、大きな予算をかけなくてもできることではないか。その後大規模改修をすれば、それまでも有効に活用できるのではないかと思います。ですから、そういう保全的な、何かを造るのではなくて、ある物を切ってしまう、そういうことで広場を造るということは手をかけれることではないかと思いますが、その点について市の考えを伺いたいと思います。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 先ほどもご答弁させていただきましたけれども、これは国の交付金事業で令和7年度

を目標に整備をするという計画を立てております。交付金事業、国の交付金を活用してということでございますので、その前に広場を単独費で造成する、あるいは交付金を使わないでということになりますと、これまたいろいろと財政的な問題が出てまいります。木とかが生い茂っているという部分につきましては、維持管理の範疇の中で木の剪定等を行うこととしておりますが、木の剪定につきましても、非常に危険が迫っている、例えば台風とか、そういう形で折れ曲がっていて非常に危険な状態であるというもの以外につきましては、大規模な剪定ということに関しましては、これは維持費が限られておりますので、そういった大規模なものはできないというふうに今考えております。最低限危険が生じた場合に剪定を行うという形で今考えております。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 では、次の質問に移ります。

◎2、教育行政

1、学校の給食時間について

教育行政ということで、学校の給食時間について伺います。ここでは1、2と分けて書いていますが、1つにまとめて伺いたいと思います。

小中学校の給食時間、これがどのように設定されているのか伺いたいと思いますが、子供たちに聞いた話では、給食当番の子供が片づけるので、急いで食べてくださいと言ったり、また子供たちが先に食べて、お代わりをしようとするときに、時間がなくて急いでかき込んでしまう、飲み込んでしまうということを聞きました。慌ただしい給食では食育というのは難しいのではないのでしょうか。食事を味わえる時間確保のため、給食時間の延長が必要なのではないかと考えますが、現状どのような給食時間になっているのか。そして、それについてどうお考えなのか、市の考えを伺いたいと思います。

○議長 長 答弁を求めます。教育部指導参事。

○教育部指導参事 小中学校の給食時間の設定についてお答えいたします。

給食については、学校の教育活動の一環として給食の準備から喫食、後片づけまでの活動を通して学校給食の目標が達成されるよう指導されることが重要であり、そのために必要となる適切な給食時間を確保する必要があります。給食時間を含む一日の学校の日課については、学校の教育目標や児童生徒の発達段階などを踏まえて最終的には各学校の校長が決定しております。具体的には、教職員の勤務時間を踏まえ、授業時間のほか、学級活動や清掃活動の時間、それから休み時間などとともに給食の準備、喫食、後片づけに要する時間を検討し、給食時間を決めております。一方で、1時間の授業時間というのは小中学校ともに法令で定められているほか、朝の会や帰りの会の時間、清掃活動の時間や休み時間などを適切に確保することから、給食時間を自由に設定できる余地は少ないというのが各学校の現状であります。

こうしたことから、教育委員会として全ての学校に一律に給食時間を延長するよう指導するといった考えは現時点ではございませんけれども、各学校における教育活動については不断の検証と改善が必要と考えており、児童生徒の実態や保護者からの要望などを的確に把握し、必要に応じて見

直しが図られるべきものと考えております。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 再質問をさせていただきます。

給食時間については、各学校の校長を含めて判断されているということなのですが、先ほど述べた食べる時間が短いと感じている子供というのは、たまたまその子供が食べるのが遅いのかといたら、そうではないのではないか。私たちが小学生のときって給食を食べた後に遊ぶぐらいの時間があつたような気がするのです。それから見ると今は時間が短くなってきています。先ほど授業時間、先生の勤務時間というお話がありましたが、結局給食の時間に、その矛盾がここにしわ寄せされているのではないか、先生の働く時間、働き過ぎを改革するために給食時間が短くなっている。だから、子供がゆっくり食べられない。そして、先生について言えば、忙しいのに加えて昼もゆっくり食べられない、何かそんな状況に置かれているのではないかという感じがします。ですから、給食時間のこういう時間の設定というのは問題の解決として私はあまり適切ではないのではないかと、もっとほかの形で解決していかなければいけないのではないかと考えますが、その点について市の考えを伺えますでしょうか。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 再質問についてお答えしたいと思いますけれども、先ほど私は教職員の勤務時間を踏まえてということで申し上げましたけれども、昨今言われている働き方改革のために給食時間を圧縮しているということでは決してないわけであります。教職員の勤務時間は法令によって1日7時間45分というふうに定められておりますし、その中に一日の勤務の中に休憩時間、小中学校においては45分間ですけれども、その45分間の休憩時間をどうしても勤務時間の中に設定するということが法令で定められておりますので、そうした中で一日の日課表の割り振りを校長が定めていると、こういうことなのです。

それで、実態としては、特に中学校の場合は給食時間を取って、その後15分程度の昼休みを取って、6時間目までの授業を終えて、帰りの会をして、清掃をして、さようならとした瞬間に先生方の休憩時間が始まります。なので、後ろに延ばす余地が全くないというような実態であります。小学校は、中学校に比較すると5分間、1時間の授業時間が短いので、今回通告の質問をいただきましたので、私のほうでも改めて各校長に確認しましたところ、小学校では6校中4校で45分間の給食時間になっております。1校が50分、1校が40分です。中学校は、30分のところが2校、35分のところが1校ということになっております。小学校のほうが少しそういった意味では余裕がありますけれども、小学校の発達段階を踏まえると、中学校よりも長く給食時間を設定しているというのが現実でありますし、中休みの少し長い休み時間を取ってあげたり昼休みを確保するということからすると、なかなか給食時間を延ばすということは現実には難しいのです。それでも議員からご指摘があつたように、そういった声があつた場合には、これも各校長に確認しましたら、懇談会などで、たくさんではないのですけれども、市内の小中学校で各1校ずつぐらい、そういった給食時間をちょっと検討してもらえないかという要望が出ていたということも聞いております。したがって、そういった声も踏まえながら、子供たちの実態をしっかり踏まえながら、検討す

べき部分があれば検討していくということになろうかと思います。

○寄谷議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして寄谷議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○議長 長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時15分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員